
瑞穂町下水道プラン(案)

～ 快適で安心な社会を支える下水道 ～

令和 8 年 3 月改定

瑞 穂 町

目次

第1章 下水道プラン改定にあたり	1
1. 計画改定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	3
第2章 下水道事業の概要	4
1. 下水道の役割	4
2. 下水道の分類	5
3. 瑞穂町下水道のあゆみ	6
第3章 下水道事業の現状と課題	7
1. 汚水整備の状況	7
2. 雨水整備の状況	9
3. 耐震対策の状況	11
4. 維持管理の状況（管路）	13
5. 維持管理の状況（ポンプ場）	15
6. 経営の状況	17
7. 主な業務指標の状況	22
8. 下水道プランの整備目標の検証	24
第4章 将来の事業環境	25
1. 処理区域内人口予測	25
2. 有収水量の予測	25
3. 使用料収入の見通し	26
4. 施設の見通し（汚水・雨水・ポンプ場）	26
5. 組織について	28
第5章 基本理念及び基本方針	29
1. 基本理念	29
2. 基本方針	30
3. 施策への展開	31
第6章 施設整備及び維持管理における今後の施策	32
1. 「基本方針1：快適に暮らせるまち」	32
(1) 汚水対策の推進	32
2. 「基本方針2：安全に安心して暮らせるまち」	34
(1) 雨水対策の推進	34
(2) 耐震化の推進	36
(3) 維持管理体制の充実（計画的な点検・調査）	37
(4) 維持管理体制の充実（効率的な改築・更新）	40
3. 「基本方針3：健全な下水道経営」	41
(1) 下水道使用料の見直し	41
第7章 投資・財政計画	43
1. 投資試算	43
2. 財源試算	44
3. 投資以外の経費の試算	45

4. 投資・財政計画に未反映の事項.....	45
(1) 下水道使用料の見直し.....	45
(2) 民間活力の導入等.....	46
5. 投資・財政計画の概要.....	48
第8章 整備目標.....	50
1. 「基本方針1：快適に暮らせるまち」.....	50
(1) 汚水対策の推進.....	50
2. 「基本方針2：安全に安心して暮らせるまち」.....	51
(1) 雨水対策の推進.....	51
(2) 耐震化の推進.....	52
(3) 維持管理体制の充実（計画的な点検・調査）.....	53
(4) 維持管理体制の充実（効率的な改築・更新）.....	54
3. 「基本方針3：健全な下水道経営」.....	55
(1) 財政の安定化.....	55
第9章 総合計画.....	56
1. 総合計画のスケジュール.....	56
2. 総合計画図.....	57
第10章 資料編.....	58
1. 改定の経緯.....	58
2. 委員名簿.....	59
3. 設置要綱.....	60
4. 経営比較分析表.....	62
5. 投資・財政計画.....	63

第 1 章 下水道プラン改定にあたり

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間

第1章 下水道プラン改定にあたり

1. 計画改定の趣旨

瑞穂町は、昭和49年度から下水道事業に着手し、令和6年度末時点で下水道普及率は、98.2%となっています。しかし、未普及地域への下水道整備、都市化の進展やゲリラ豪雨による浸水被害への対応、能登半島地震における下水道施設の甚大な被害や大規模な道路陥没事故等を踏まえた施設の老朽化対策・耐震化・冗長性※確保など、下水道は新たな課題に直面しています。

また、下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水型社会の浸透による使用料収入の減少、物価上昇による維持管理費用の増大、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより厳しさが増しています。

これらの課題に対応するため、今後は、未普及地域への汚水整備促進、雨水整備、耐震対策、適正な維持管理などの施策を推進する必要があります。

このような中、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、毎年度の進捗管理や3～5年毎の改定を通じて、PDCAサイクルを確立していくことが求められています。経営戦略とは、施設・設備に関する投資の見通しを試算した「投資試算」と財源の見通しを試算した「財源試算」を構成要素とする「投資・財政計画」について、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するように調整した収支計画です。

このため、瑞穂町では、令和3年度に経営戦略の要件を満たす形で改定した「瑞穂町下水道プラン（経営戦略）」の各種施策の実施状況について分析・検証を行うとともに、より実効性を高めるために、情勢変化に合わせて投資・財政計画を見直す等、改定を行います。

冗長性：自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め施設を多重化したり、予備の手段が用意されていたりする様な性質を示す。

2. 計画の位置付け

本計画における施策の内容や実施スケジュールは、上位計画や関連計画との整合を図ります。

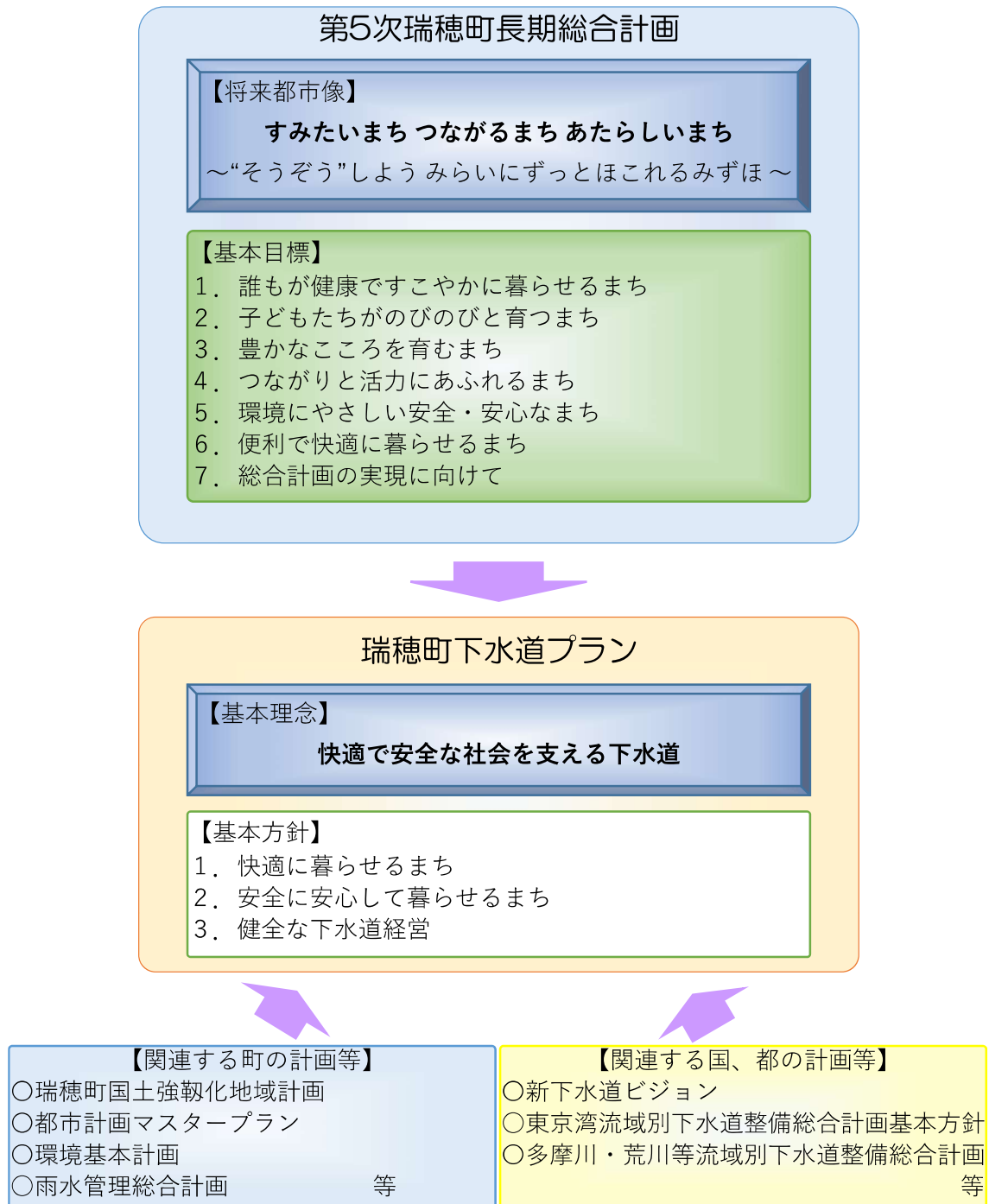


図 1-1 下水道プランの位置付け

3. 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年度（2026 年度）を初年度とし、令和 12 年度（2030 年度）を目標年次とする短期計画、令和 17 年度（2035 年度）を目標年次とする中期計画、令和 37 年度（2055 年度）を目標年次とする長期計画に分けます。

表 1-1 下水道プランの計画期間

年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度	～	令和 37 年度
瑞穂町 下水道プラン	短 期					中 期					長 期	
経営戦略	経営戦略											
第5次瑞穂町 長期総合計画	基本構想					後期 基本計画						

経営戦略の事後検証

本計画のうち、経営戦略の対象期間は令和 8 年度から令和 17 年度の 10 年間とします。なお、今後は毎年度進捗管理を行い、3 年から 5 年を目途に経営戦略の見直しを行います。

ただし、事業の進捗や社会情勢等の変化により著しく現状とかけ離れる場合には、適宜見直しを行います。

経営戦略は、策定して終わりではなく、計画と実績との乖離と原因の分析と、分析結果の企業経営や「経営戦略」への反映が重要なため、「計画（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－改善（Action）」のサイクルを導入します。

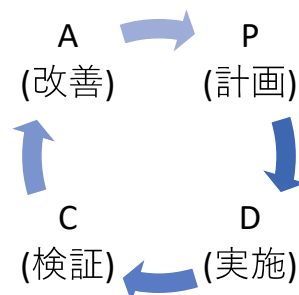


図 1-2 PDCA サイクルの導入

第2章 下水道事業の概要

- 1 下水道の役割
- 2 下水道の分類
- 3 瑞穂町下水道のあゆみ

第2章 下水道事業の概要

1. 下水道の役割

下水道は、『汚水』の収集・処理、『雨水』の排除を行います。

下水道の役割としては、主に以下の3点があります。

- 生活環境の改善

日常生活・生産活動で排出される汚水を速やかに排除・処理することにより、悪臭の発生抑制、伝染病を予防し、よりよい生活環境の改善に努めています。

- 浸水の防除

都市部での降雨を海、河川等へと排除し、住民の生命と財産を浸水から守ると同時に、都市機能確保に貢献しています。

- 公共用水域の保全

日常生活・生産活動で排出される汚水を処理場で浄化して、海、河川などへ放流し、水質保全の向上に努めています。

近年では「下水道における資源の有効活用」、「水循環の創出」、「集中豪雨等の都市型水害対策」についての取組みが注目されています。

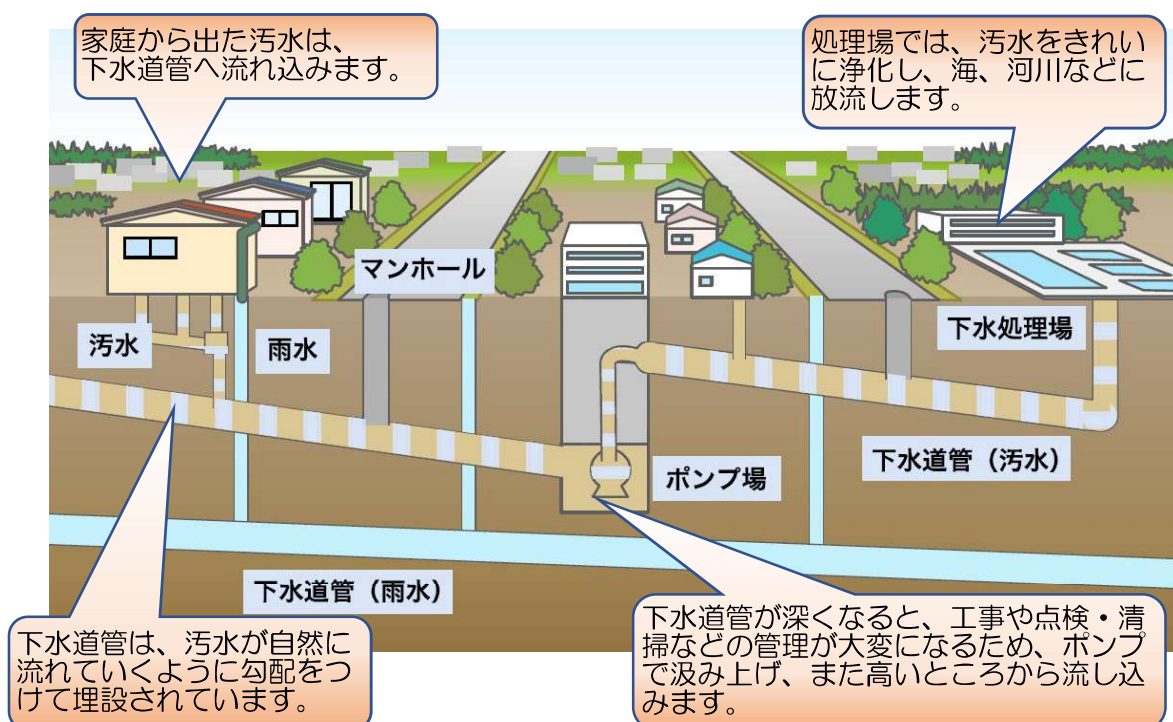


図 2-1 下水道の仕組み
(公益社団法人日本下水道協会 Web サイトより)

2. 下水道の分類

瑞穂町の下水道は、流域関連公共下水道※であり、汚水と雨水をそれぞれ別系統で排水する分流式下水道※を採用しています。汚水は、公共下水道を経て流域下水道※を流下して、昭島市にある多摩川上流水再生センターで処理しています。

また、雨水は、残堀川、不老川、及び、多摩川（福生市を經由）に排水しています。

【多摩川上流水再生センター】



図 2-2 多摩川上流水再生センター写真



図 2-3 多摩川上流水再生センター
処理区域

多摩川上流水再生センターの処理区域は、青梅市・昭島市・福生市・羽村市・瑞穂町の大部分と立川市・武蔵村山市・奥多摩町の一部で、計画処理面積は 9,349 ヘクタールです。

処理した水は多摩川に放流するとともに、一部をろ過してセンター内の機械の洗浄・冷却やトイレ用水などに使用しています。また、昔の清流の姿を取り戻すため、砂ろ過とオゾン処理を行って、野火止用水、玉川上水、千川上水に送水しています。

（出典：東京都下水道局 Web サイトより）

流域関連公共下水道：流域下水道に接続する市町村単独の公共下水道

分流式下水道：汚水と雨水をそれぞれ別の管路で排除する方式の下水道

流域下水道：2 以上の市町村からの下水を受け処理する下水道（事業主体は都道府県で、下水処理場と幹線管きょからなります。）

3. 瑞穂町下水道のあゆみ

瑞穂町公共下水道事業は、昭和 49 年 2 月に福生都市計画下水道の公共下水道として都市計画決定し、昭和 49 年 12 月に多摩川上流処理区流域関連公共下水道として事業認可を取得しました。

令和 6 年度末で、下水道処理人口普及率は 98.2%であり、雨水整備率※は 45.2%となっています。

表 2-1 瑞穂町公共下水道事業のあゆみ

瑞穂町公共下水道事業のあゆみ

昭和49年 2月	都市計画下水道の決定
昭和49年12月	事業認可を取得
昭和54年 8月	一部地域で公共下水道の供用開始（面積：118.81ha）
昭和58年 3月	公共下水道駒形汚水中継ポンプ場完成（汚水）
昭和58年 3月	下水道処理人口普及率 50.8%（汚水）
昭和62年 3月	下水道処理人口普及率 88.8%（汚水）
平成10年 3月	下水道処理人口普及率 91.5%（汚水）
平成10年 3月	雨水整備率 37.3%（雨水）
平成23年 3月	元狭山調整池完成（雨水）
平成25年 3月	雨水整備率 45.8%（雨水）
平成25年 3月	下水道処理人口普及率 96.7%（汚水）
令和 2年 3月	雨水整備率 46.0%（雨水）
令和 2年 3月	下水道処理人口普及率 98.1%（汚水）
令和 2年 4月	地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行
令和 7年 3月	雨水整備率 45.2%（雨水）
令和 7年 3月	下水道処理人口普及率 98.2%（汚水）
令和 7年 9月	長岡 1 号幹線（雨水）完成（延長1.2km）

《長岡 1 号幹線（雨水）シールド写真》



雨水整備率：整備済み面積÷事業（認可）面積

第3章 下水道事業の現状と課題

- 1 汚水整備の状況
- 2 雨水整備の状況
- 3 耐震対策の状況
- 4 維持管理の状況（管路）
- 5 維持管理の状況（ポンプ場）
- 6 経営の状況
- 7 主な業務指標の状況
- 8 下水道プランの整備目標の検証

第3章 下水道事業の現状と課題

1. 汚水整備の状況

現 状

昭和 49 年度から下水道事業に着手しており、令和 6 年度末時点で汚水の普及率は、98.2%に達しています。

なお、下水道普及率の向上に伴い、残堀川、不老川の水質は、改善されており、令和 5 年度の水質は、残堀川でBOD*0.5 未満～2.6mg/L 不老川で 0.5 未満～0.7mg/L となっています。

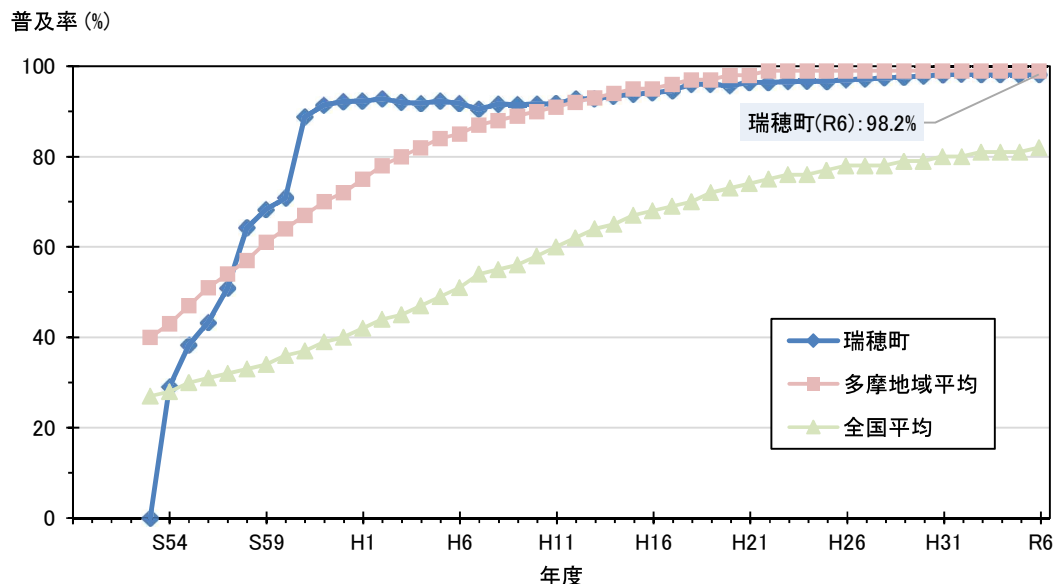


図 3-1 下水道普及率の推移

BOD：生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略で、水の汚染度を表す指標（水中の微生物は、酸素を取り込み、有機物を分解して、水をきれいにします。BODはこの時に必要な酸素の量で、この数値が大きいほど水は汚れています。なお、水質環境基準値は残堀川で 2mg/L 以下、不老川で 10mg/L 以下です。）

課 題

現在、殿ヶ谷土地区画整理事業地内は、事業の進捗に合わせて整備を行っています。今後は、汚水普及率 100%の早期達成をめざし、市街化区域内の未整備区域と市街化調整区域内の事業認可された区域について、順次整備を進めていく必要があります。

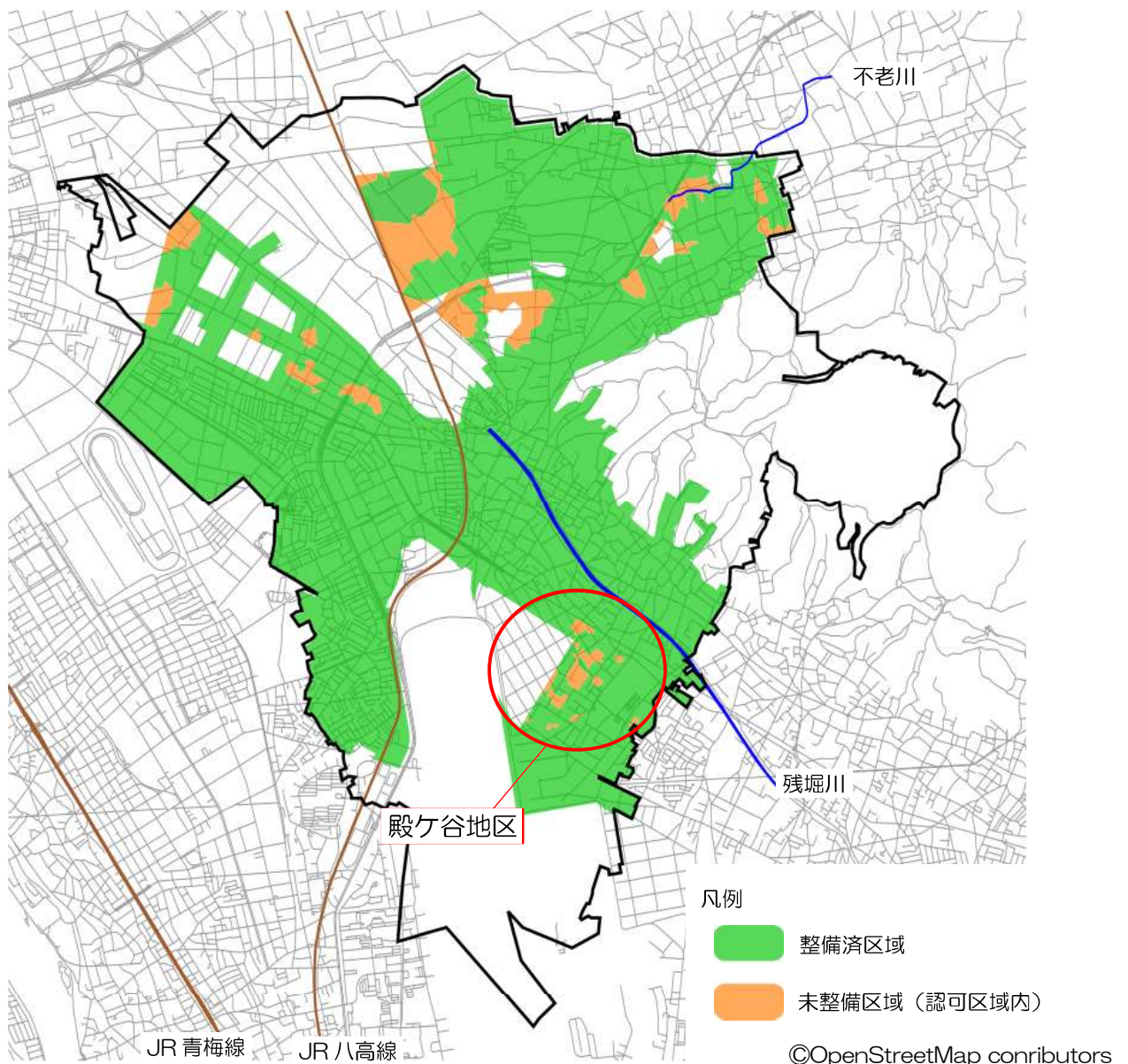


図 3-2 汚水整備計画図

2. 雨水整備の状況

現 状

昭和 50 年度に雨水管路の整備に着手し、令和 6 年度末で 35km の整備を行っており、令和 7 年度に長岡 1 号幹線（雨水）（延長 1.2km）の整備が完了しました。

放流河川は残堀川、不老川の 2 河川です。残堀川については、平成 19 年度に改修工事が完了しました。放流規制のある不老川については、平成 22 年度に流出抑制施設(元挟山調整池)を設置し、不老川への放流抑制と浸水被害の軽減を図っており、今後は未整備区域の管路整備を行う必要があります。



図 3-3 瑞穂町の雨水事業概要図
(出典：瑞穂町雨水総合管理計画)

課 題

道路整備や土地区画整理事業の実施にあわせ、計画的に整備を進めていますが、未整備区域の住宅開発等に伴い、雨水対策が問題となっています。特に、近年頻発しているゲリラ豪雨や大型台風による洪水被害への対応が重要であり、浸水対策を進めていく必要があります。

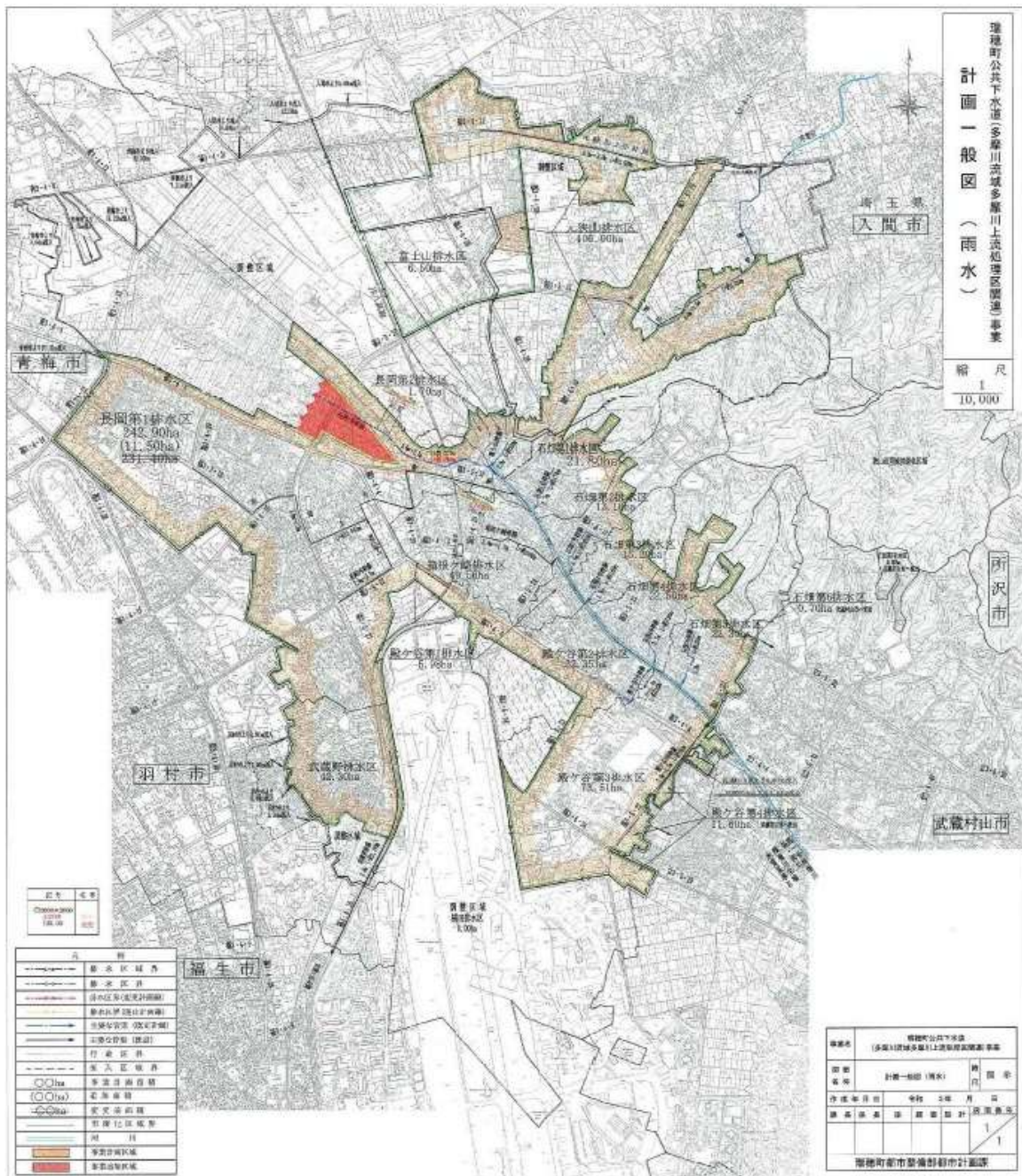


図 3-4 下水道計画一般図(雨水)
(出典：瑞穂町雨水総合管理計画)

3. 耐震対策の状況

現 状

わが国では、近年、震度 6 以上の地震が発生し、兵庫県南部地震、新潟県中越地震、東日本大震災、能登半島地震においては、下水道施設も大きな被害を受け、トイレが使えないことによる日常生活への影響に加え、管路破損による道路陥没などにより、公衆衛生や社会経済活動への大きな影響が生じました。

このため、下水道施設の耐震対策については、公衆衛生の確保、トイレ使用の確保や復旧活動への影響の回避に向けた対策を重点的に進める必要があります。「瑞穂町国土強靱化地域計画」及び「瑞穂町地域防災計画」では、町における最も被害が大きくなる想定地震を立川断層帯地震とし、ライフラインの安全化の一つとして、下水道施設の耐震化を推進することとしています。

なお、この地震の規模による震度分布は、下図の通りとなっています。

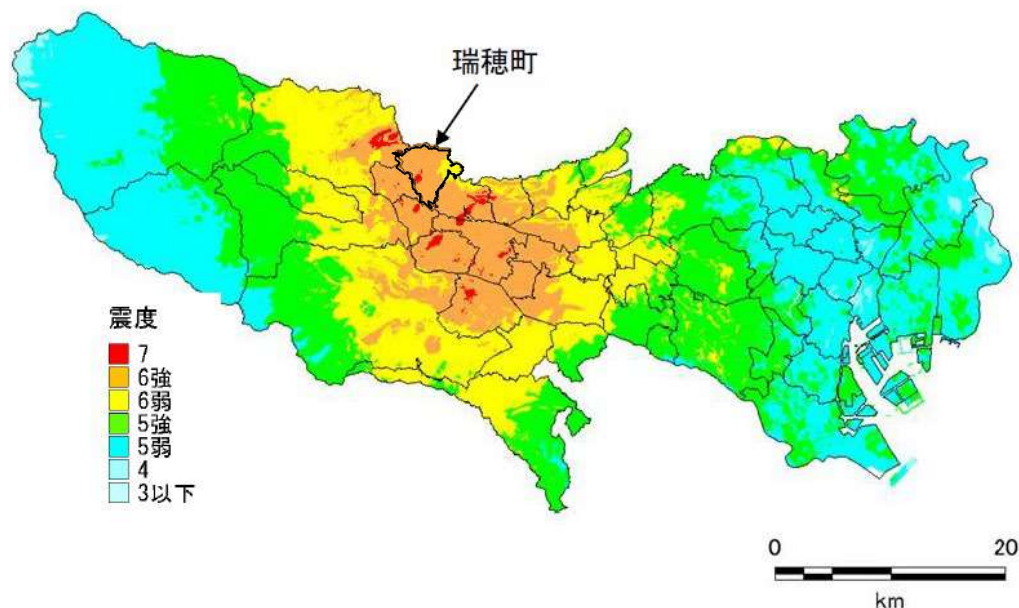


図 3-5 立川断層帯地震（M7.4）の震度分布

（出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和 4 年 5 月 25 日 東京都防災会議））

また、平成 25 年度に「瑞穂町下水道総合地震対策計画」（平成 30 年度改訂）を策定するとともに、平成 27 年度に、瑞穂町の下水道施設を対象として、地震の被災による機能停止や人員、資機材、ライフライン等の制約を想定し、応急対応や早期復旧を目的とした「瑞穂町公共下水道業務継続計画（下水道BCP）」（平成 30 年度・令和 3 年度改訂）を策定しています。

課 題

瑞穂町公共下水道業務継続計画（下水道BCP）では、駒形汚水中継ポンプ場を最重要施設と位置付けていますが、立川断層帯地震では、この施設の1割が被害を受けると想定しており、平常時汚水を圧送している横田マンホールポンプ場についても被災する可能性があるとして想定しています。

また、管路についても全体の22.9%が被害を受けると想定しています。

平成28年度には、駒形汚水中継ポンプ場の耐震診断を行いました。一部耐震を満たさないとの結果が出ており、今後は、施設、設備等を含めた改築計画を策定する予定です。

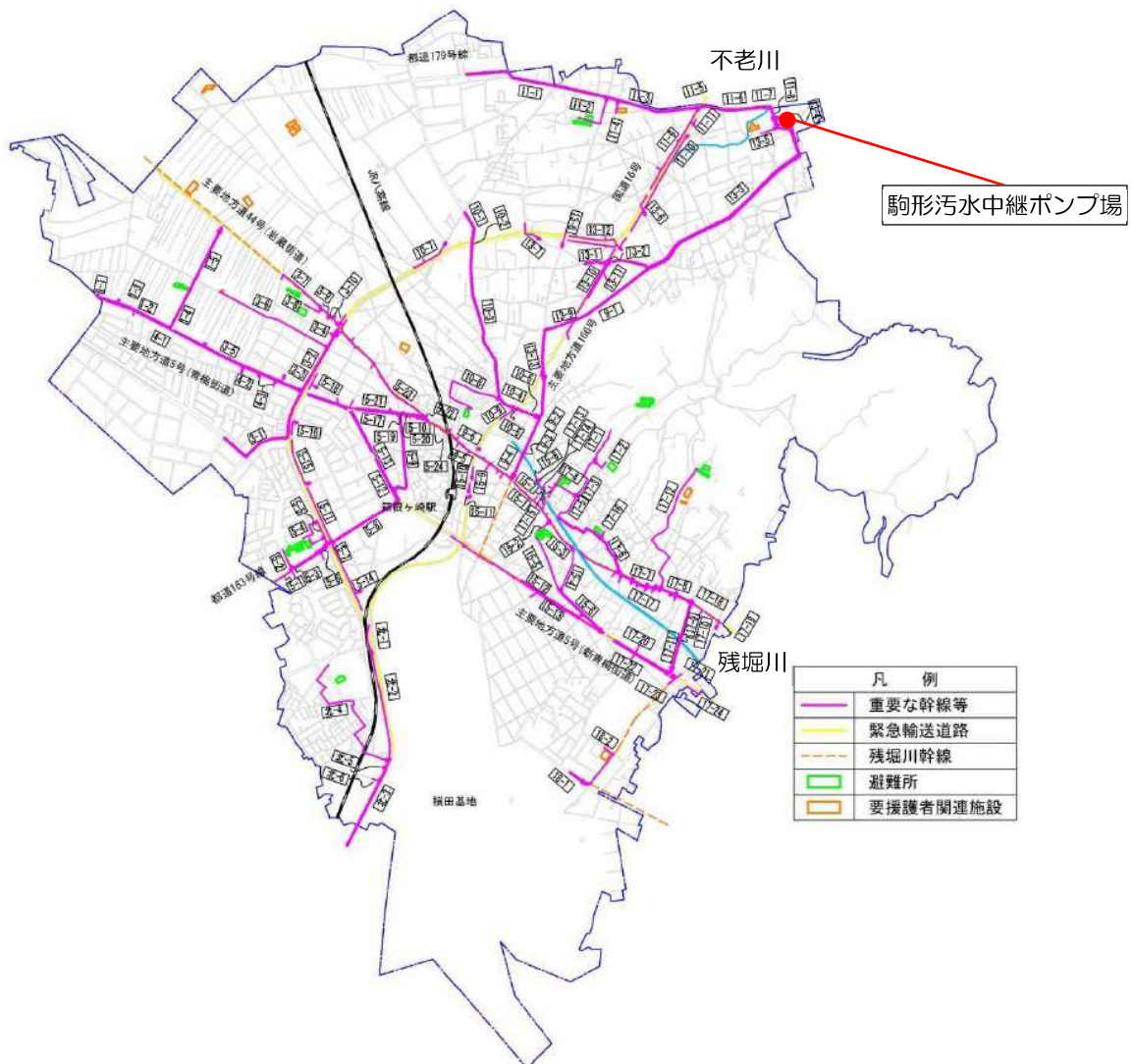


図 3-6 重要な幹線等位置図（污水）

（出典：瑞穂町公共下水道業務継続計画）

4. 維持管理の状況（管路）

現 状

昭和 49 年度から下水道事業に着手し、令和 6 年度末では、汚水管路約 187km と、令和 2 年度に西部土地区画整理事業から引き継いだ管路を含む雨水管路約 35km 合わせて約 222km となっています。下水道は人々が暮らすなかで必要不可欠な施設であり、社会経済活動が続ける限り、休止できない施設です。そのため適正な維持管理を行い、また、修繕や改築更新により、その機能を維持する必要があります。

なお、全国の統計データから推計すると布設後 30 年を経過する管路については陥没箇所が急増するといわれています。

また、圧送管に起因する硫化水素が発生し、管の腐食の要因となっているため硫化水素対策を行っています。さらに、管路の状態を点検するために、年間 2km 程度のテレビカメラ調査を実施しています。

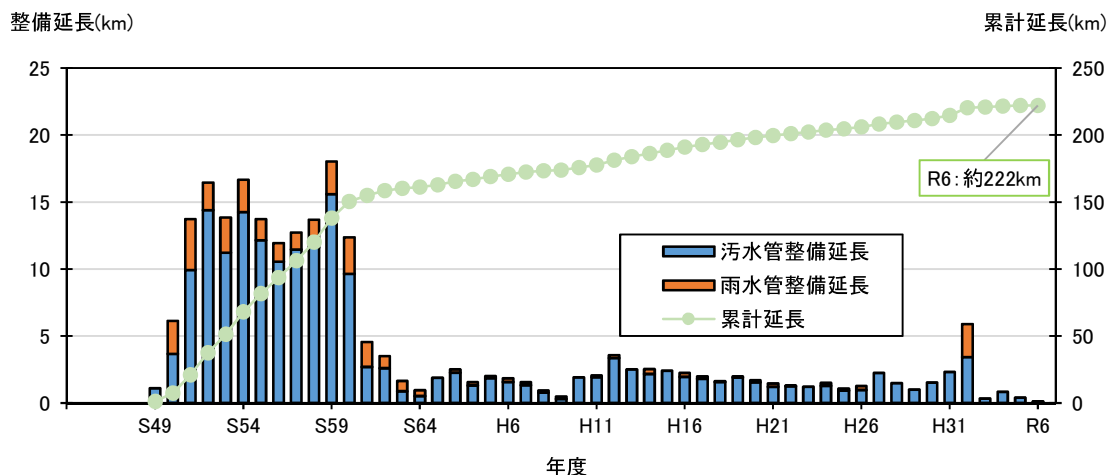


図 3-7 管路の年度別整備延長

課 題

平成 16 年度に管路の布設経過年数が 30 年に達しました。令和 6 年度末では布設後から 30 年経過した管路の延長が約 171km に達しました。

また、令和 10 年度～20 年度に、当初布設した管路が耐用年数※の 50 年を経過し、更新のピークを迎えます。改築更新の費用を抑制するためには、計画的で適切な維持管理による修繕や改築を行い、施設の寿命を延ばすこと（長寿命化）が必要です。

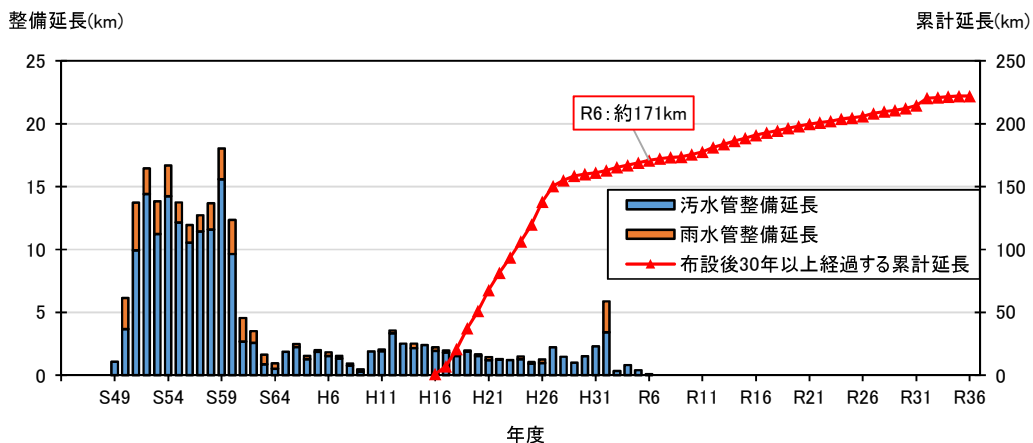


図 3-8 年度別整備延長と布設後 30 年経過延長の関係

今後はストックマネジメント※計画で検討された結果をもとに、更新時のピーク事業量を平準化することが求められています。

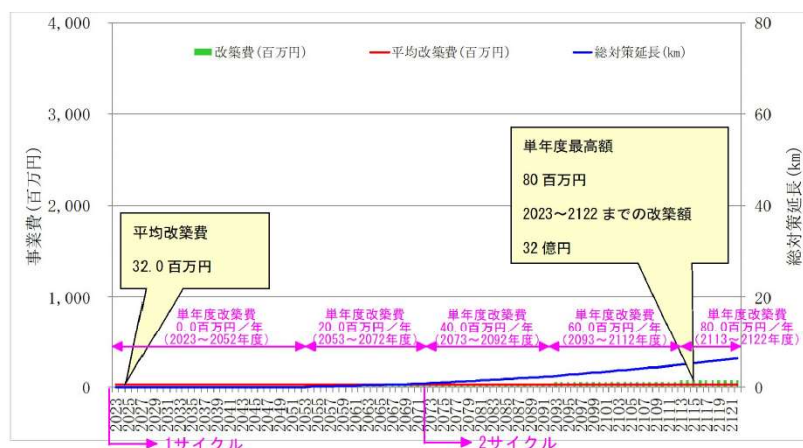


図 3-9 スtockマネジメント計画における更新費（污水管渠）

耐用年数：構造物、機器類が年数を経て劣化し使用できなくなるまでの年数（国土交通省では、管路について、その材質に限らず、50 年としています。公営企業会計では地方公営企業法等による耐用年数を用いています。）

ストックマネジメント：持続可能な下水道事業の実施を図るための計画（明確な目標を定め、膨大な施設の状況を把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら施設を計画的かつ効率的に管理することです。）

5. 維持管理の状況（ポンプ場）

現 状

駒形汚水中継ポンプ場は、元狭山地区の家庭や事業所等から排出される汚水を多摩川上流流域下水道幹線に圧送することを目的として、昭和 58 年度に築造した重要な施設であり、毎年、維持管理・点検を行い、補修等が必要な箇所には、補修工事を行っています。稼働から 41 年が経過し、設備の更新が今後必要となってきます。

なお、平成 21 年度には、駒形汚水中継ポンプ場からの圧送管吐口付近において、硫化水素が発生していたため、硫化水素発生抑制対策として、駒形汚水中継ポンプ場内に薬液タンクを設置しています。

また、平成 29 年度には豪雨等の影響により、駒形汚水中継ポンプ場周辺で溢水※が確認されたため、溢水対策工事（平成 29 年度～30 年度）及び不明水対策工事（令和元年度～令和 4 年度）を行っています。

《駒形汚水中継ポンプ場外観写真》



《駒形汚水中継ポンプ場内部污水ポンプ写真》



溢水：堤防がないところで川などの水があふれ出ること。ここでは、雨天時の浸入水により管きょやポンプ施設等の流下能力等が不足し、下水がマンホール等から道路等に流出すること

課 題

ポンプ場施設の管理は、排水機能を停止・低下させることなく、一定のサービスレベルを維持し、限られた財源の中で持続可能なものとする必要があります。

このことから、維持管理点検を今後も続け、駒形汚水中継ポンプ場の長寿命化を考慮した改築計画を策定し、ライフサイクルコスト※の最小化を図る必要があります。

今後は、管路と同様、ストックマネジメント計画で検討された結果をもとに、更新時のピーク事業量を平準化することが求められています。

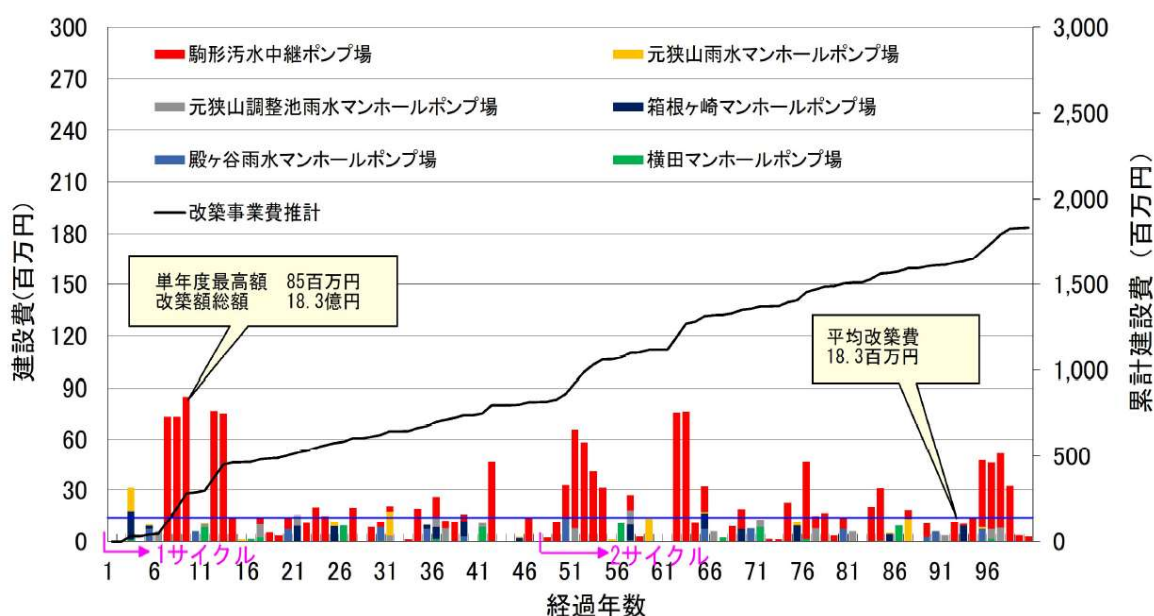


図 3-10 スtockマネジメント計画における更新費（ポンプ場）

ライフサイクルコスト：施設における新規整備、維持管理、改築を含めた生涯費用の総計

6. 経営の状況

過去の経営成績について、収益的収支は毎年度黒字となっています。これは使用料収入及び一般会計からの繰入金で維持管理に要する費用を賄えていることを示しています。なお、令和2年4月1日に地方公営企業法の財務規定等を適用したため、令和2年度以降は複式簿記・発生主義による公営企業会計により経理を行っています。

表 3-1 過去の経営成績

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1.収益的収支					
(1)収益的収入(B)+(C)+(D) (A)	1,245	1,130	1,095	1,126	1,189
ア.営業収益(B)	554	485	470	487	464
イ.営業外収益(C)	670	645	625	639	725
ウ.特別利益(D)	21	0	0	0	0
(2)収益的支出(F)+(G)+(H) (E)	1,147	1,063	1,064	1,064	1,129
ア.営業費用(F)	1,084	1,022	1,026	1,028	1,095
イ.営業外費用(G)	57	41	38	36	35
ウ.特別損失(H)	6	0	0	0	0
(3)純損益(A)-(E) (I)	98	67	31	62	60
2.資本的収支					
(1)資本的収入(J)	367	258	219	781	1,809
(2)資本的支出(K)	530	448	381	959	2,013
(3)収支差引(I)-(K) (L)	△ 163	△ 190	△ 162	△ 178	△ 204

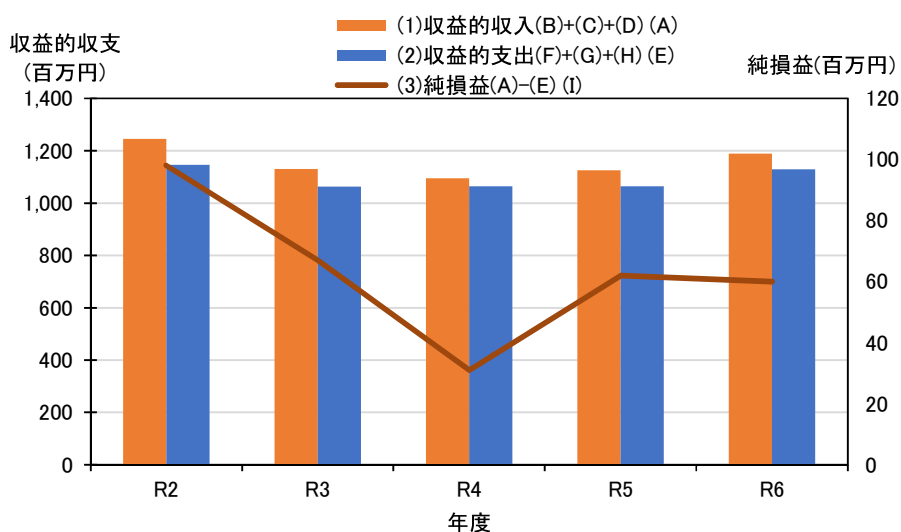


図 3-11 営業収益と営業費用の状況

水洗化の状況

水洗化率は、処理区域内人口に占める水洗化人口の割合を示すもので、令和2年度の97.2%から令和6年度の97.5%へと徐々に増加して高い水準にあります。

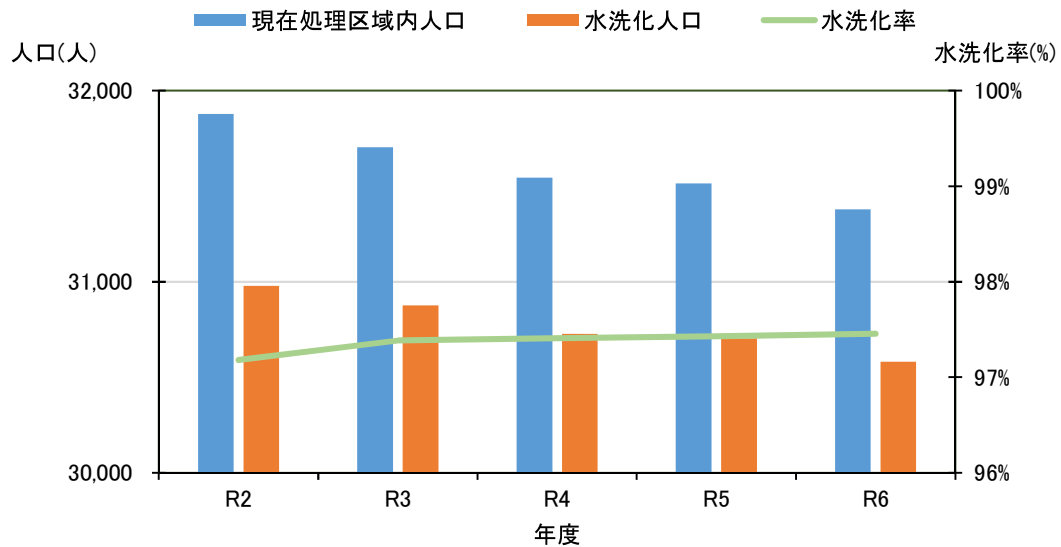


図 3-1 2 水洗化率の推移

水洗化の課題

水洗化率は、令和6年度で97.5%と高い水準にありますが、引き続き100%となるように取り組む必要があります。

使用料収入の状況

有収水量が令和2年度の3,647,130m³から、令和6年度の3,557,896m³まで減少しましたが、使用料収入は令和2年度の406百万円から令和6年度は403百万円と大きな変動はありません。

有収水量及び使用料収入は減少傾向にあります。これは処理区域内人口の減少による影響が大きいものと考えられます。

なお、令和2年度から令和5年度にかけて有収水量及び使用料収入が増減していますが、これは、コロナ禍において、在宅時間が増えたことに伴い家庭での水道の使用量が増加した一方で、経済活動の低下により業務用の使用水量が大幅に減少したこと等による影響によります。

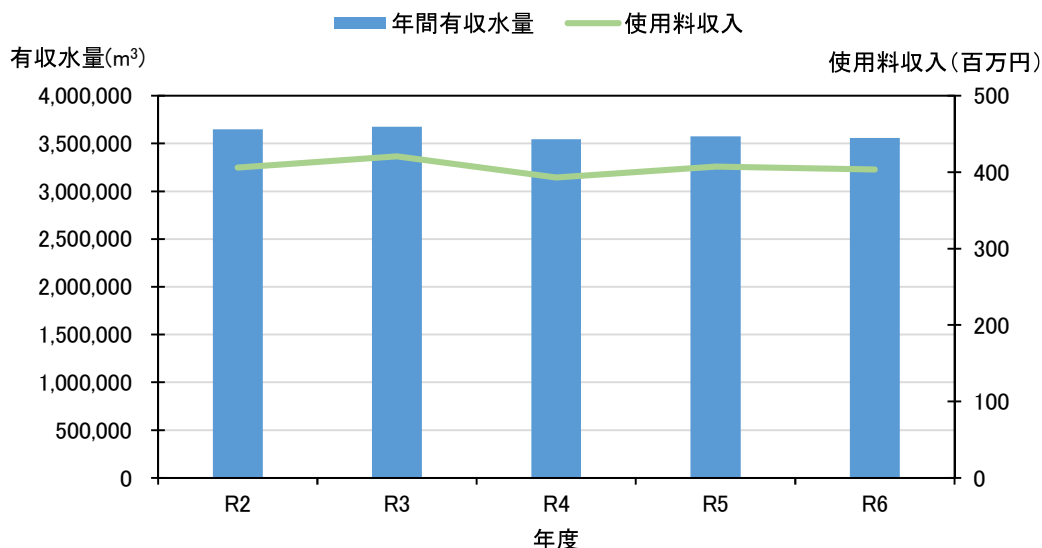


図 3-13 有収水量及び使用料収入の推移

使用料収入の課題

節水意識の高まり、人口減少による有収水量の減少に伴い、使用料収入が減少していくことが想定されます。安定した下水道経営を行うためには、適正な使用料金の設定、維持管理費の削減など計画的な施策の展開が必要となります。

適正な使用料金の設定のための、使用料体系の見直しについては、第6章で検討します。

企業債償還等の状況

建設費の財源は、主に国庫補助金、都補助金、使用料収入、企業債及び一般会計からの繰入金で賄われています。下水道事業の整備効果は、世代間を越えて長期にわたることから、建設費の財源は起債を充当することにより、世代間の公正を保っています。

企業債残高は、令和6年度末で約29億円となっています。

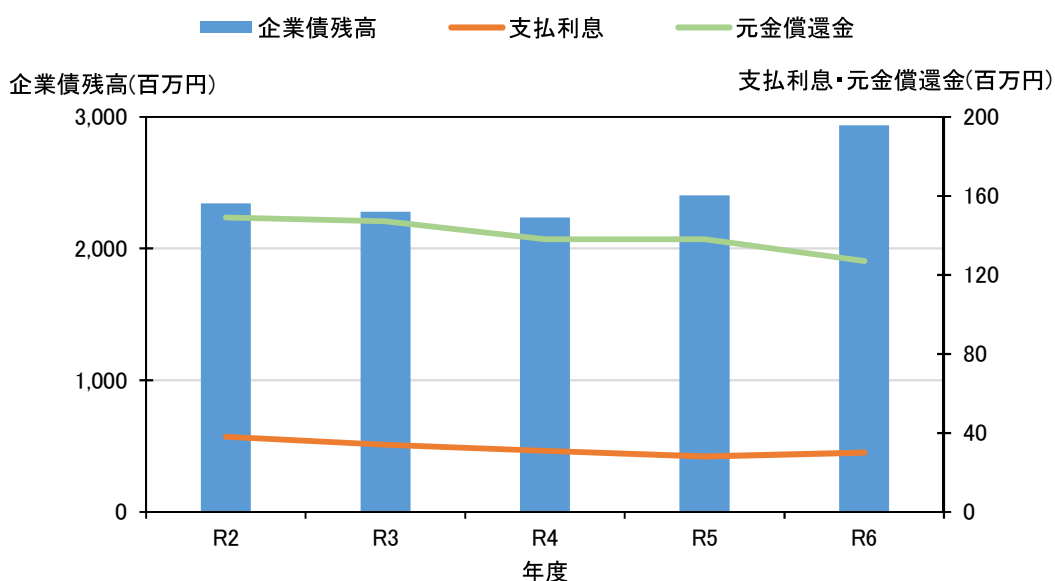


図 3-14 企業債残高と元金償還金及び支払利子の推移

企業債償還等の課題

支払利息及び元金償還金は減少傾向にありましたが、令和5年度から本格的な工事が始まった長岡1号幹線(雨水)の整備の財源としての起債借入により、令和5年度から企業債残高が増加しています。

今後、新青梅街道拡幅関連の更新事業、ストックマネジメント計画に基づく改築更新事業、雨水対策事業等を行うにあたり、多額の企業債を発行する必要があるため、元利償還や残高などの状況を注視しながら、事業を推進する必要があります。

一般会計繰入金の状況

公営企業の経営に必要な経費は使用料によって賄われることを基本として、公営企業がその経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものについて一般会計が繰入金の形で負担することとなっています。また、一般会計からの繰入金には総務省が毎年通知する「繰出基準」に基づく基準内繰入金と「繰出基準」に基づかない基準外繰入金があります。令和3年度から令和5年度にかけては約150百万円程度の水準でしたが、令和6年度における基準外繰入金は202百万円と増加しました。

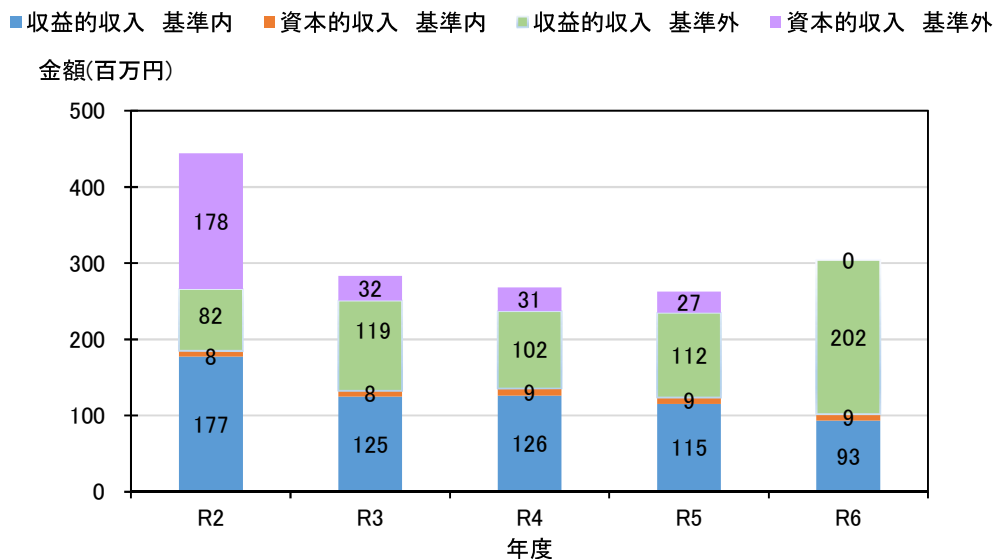


図 3-15 一般会計繰入金の推移

一般会計繰入金の課題

適正な使用料金の設定、維持管理費の削減など計画的な施策の展開等により、「繰出基準」に基づかない基準外の繰入金を削減することが必要となります。

適正な使用料金の設定のための、使用料体系の見直しについては、第6章で検討します。

7. 主な業務指標の状況

過去5か年の下水道に係る業務指標と近隣自治体の平均値を比較します。

表 3-2 瑞穂町と近隣自治体との業務指標の比較

財務指標	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和6年度 近隣自治体
下水道人口普及率	(%)	98.2%	98.2%	98.2%	98.2%	98.2%	100.0%
有収率	(%)	81.6%	86.9%	85.7%	89.6%	84.5%	89.9%
水洗化率	(%)	97.2%	97.4%	97.4%	97.4%	97.5%	99.7%
使用料単価 ①	(円/㎡)	111.4	114.5	110.8	113.9	113.4	107.0
汚水処理原価 ② (② = ③ + ④)	(円/㎡)	92.9	122.6	129.5	125.5	154.5	97.1
汚水処理原価 ③ (維持管理費)	(円/㎡)	78.6	82.2	85.9	83.8	111.2	65.5
汚水処理原価 ④ (資本費)	(円/㎡)	14.4	40.3	43.6	41.7	43.3	31.6
経費回収率 ⑤ (⑤ = ① ÷ ②)	(%)	119.9%	93.4%	85.6%	90.8%	73.5%	110.2%

※近隣自治体として、多摩川上流処理区関連から5市（立川市、羽村市、福生市、昭島市、武蔵村山市）を抽出

※表中の数値は、総務省（地方公営企業等決算）Web サイトより参照

表 3-3 業務指標の計算式

財務指標	単位	算出式	判断
下水道人口普及率	(%)	現在処理区域内人口 ÷ 行政区内人口 × 100	高いほど 良い
有収率	(%)	年間有収水量 ÷ 年間汚水処理水量 × 100	高いほど 良い
水洗化率	(%)	水洗化人口 ÷ 現在処理区域内人口 × 100	高いほど 良い
使用料単価	(円/㎡)	使用料収入 ÷ 年間有収水量	低いほど 良い
汚水処理原価	(円/㎡)	汚水処理費 ÷ 年間有収水量	低いほど 良い
汚水処理原価 (維持管理費)	(円/㎡)	汚水処理費(維持管理費) ÷ 年間有収水量	低いほど 良い
汚水処理原価 (資本費)	(円/㎡)	汚水処理費(資本費) ÷ 年間有収水量	低いほど 良い
経費回収率	(%)	使用料収入 ÷ 汚水処理費 × 100	100%以上が 良い

水洗化率

水洗化率は、令和6年度末で97.5%であり、施設が有効に使用されていると判断できますが、近隣自治体平均99.7%と比較するとまだ低い水準にあります。

有収率

有収率は、有収水量と処理水量の割合を示す指標で、不明水等の状況が把握できます。有収率を向上させることで、経営の効率化を図ることができます。令和5年度は近隣自治体平均89.9%と同水準でしたが、令和6年度末で84.5%と低い水準にあります。

使用料単価

使用料単価は、有収水量1m³当たりの下水道使用料収入を表す指標です。使用料単価は、近隣自治体平均よりも高くなっています。

汚水処理原価

汚水処理原価は、有収水量1m³を処理するための指標で、数値が低いほど汚水処理に係る経費が安いことを示しています。

汚水処理原価は、近隣自治体平均よりもかなり高くなっています。

経費回収率

経費回収率は、汚水処理に要した経費のうち下水道使用料により回収した経費の率を示す指標です。

近隣自治体平均は経費回収率が100%を超えていますが、73.5%とかなり低い水準にあり、下水道使用料の適正化が必要です。

8. 下水道プランの整備目標の検証

前計画期間における下水道プランの整備目標の達成状況は以下のとおりです。

表 3-4 下水道プランの整備目標の検証

No.	前プランの項目	前プランの目標		現状評価(令和6年度末)
1	【汚水対策の推進】 未整備区域の汚水整備を推進し、生活環境の改善や残堀川・不老川の水質保全を図り、快適に暮らせるまちを目指します。	短期計画	事業計画区域内の整備を進めます。 目標：下水道普及率 98.5%	【下水道普及率98.2%】 令和元年度の98.1%から0.1ポイント普及が進みました。 短期計画の目標はやや下回りましたが、ほぼ達成されています。
		中期計画	都市計画決定区域内の整備を進めます。 目標：下水道普及率 100%を目指します。	
		長期計画	開発事業等に合わせて整備を進めます。 目標：下水道普及率 100%を目指します。	
2	【雨水対策の推進】 雨水整備を推進し、ゲリラ豪雨や大型台風による浸水被害の軽減を図り、安全・安心に暮らせるまちを目指します。	短期計画	長岡1号幹線、殿ヶ谷2号幹線の整備を進めます。 目標：雨水整備率 54.3%	【雨水整備率45.2%】 令和元年度末の46.0%から0.8ポイント減少しました。短期計画の目標達成には至りませんでした。 長岡1号幹線（雨水）が令和7年度に整備されることで改善の見込みです。
		中期計画	幹線整備に基づく面的整備を進めます。 土地区画整理事業に合せて雨水整備を進めます。 目標：雨水整備率 58.9%を目指します。	
		長期計画	中期計画に引き続き、雨水整備を進めます。 目標：雨水整備率 70.0%を目指します。	
3	【耐震化の推進】 地震被害の軽減を図るため、施設の耐震化を推進します。また、災害時に避難所での快適な生活環境が維持できるように、マンホールトイレの設置を推進し、安全に安心して暮らせるまちを目指します。	短期計画	駒形汚水中継ポンプ場の耐震化を含めた改築計画を策定します。また、マンホールトイレの設置を進めます。 目標：駒形汚水中継ポンプ場の改築計画の策定 マンホールトイレ設置数 75基	【耐震化事業着手】 令和3年度に「瑞穂町下水道BCP計画書（地震・水害編）」を策定するとともに、駒形汚水中継ポンプ場の耐震補強について改築計画を策定しました。 また、令和2年度から令和5年度にかけてマンホールトイレを設置しました。
		中期計画	駒形汚水中継ポンプ場の改築計画に基づき、ポンプ場の耐震化及び圧送管路の2条化を進めます。 目標：駒形汚水中継ポンプ場の耐震化 圧送管路の2条化	
		長期計画	管路の耐震化を、ストックマネジメント計画との整合を図り実施していきます。 目標：管路耐震化率 100%を維持します。	
4	【維持管理体制の充実（計画的な点検・調査）】 道路陥没等の未然防止や下水道管路の流下機能を確保するため、管路の計画的な点検・調査を実施し、安全に安心して暮らせるまちを目指します。	短期計画	ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査を実施します。 目標：点検調査延長（5km/年）	【ストックマネジメント】 令和元年度に策定した「瑞穂町公共下水道ストックマネジメント実施方針」に基づき、点検・調査を実施しました。
		中期計画	短期計画に引き続き、点検・調査を実施します。 目標：点検調査延長（5km/年）	
		長期計画	中期計画に引き続き、点検・調査を実施します。 目標：点検調査延長（5km/年）	
5	【維持管理体制の充実（効率的な改築・更新）】 施設の長寿命化を図りながら効率的に施設の改築・更新を実施し、安全に安心して暮らせるまちを目指します。	短期計画	駒形汚水中継ポンプ場の改築・更新を実施します。 目標：駒形汚水中継ポンプ場の改築計画策定	【駒形汚水中継ポンプ場の改築計画策定】 駒形汚水中継ポンプ場の耐震補強について改築計画を策定しました。
		中期計画	ストックマネジメント計画の点検・調査結果に基づき、改築・更新の詳細設計を実施します。 目標：維持管理データの整理	
		長期計画	中期計画に引き続き、点検・調査結果に基づき、改築・更新の詳細設計を実施します。 目標：下水道施設機能の確保 100%	
6	【財政の安定化】 財政の安定を持続的に進めていくため、下水道施設の適正な維持管理や適切な事業執行を行い、収支バランスのとれた健全な下水道経営を目指します。	短期計画	今後の収支バランスを考慮し、下水道経営健全化に努めます。 目標：経費回収率80.0%	【経費回収率73.45%】 物価高等により増加した汚水処理費を下水道使用料で賄えない状況であり、下水道使用料の見直しが必要です。
		中期計画	短期計画に引き続き、今後の収支バランスを考慮し、下水道経営の健全化に努めます。 目標：経費回収率80.0%	
		長期計画	下水道使用料の適正化を図り、効率的な事業を実施し、経費回収率を維持します。 目標：経費回収率 100%	

第4章 将来の事業環境

- 1 処理区域内人口予測
- 2 有収水量の予測
- 3 使用料収入の見通し
- 4 施設の見通し（汚水・雨水・ポンプ場）
- 5 組織について

第4章 将来の事業環境

1. 処理区域内人口予測

令和2(2020)年度の国勢調査を基に令和5年度に公表された国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計の人口減少率を用いて処理区域内の人口の予測をしています。将来の処理区域内人口は、令和8年度の30,856人から令和17年度には28,192人まで減少すると見込んでいます。

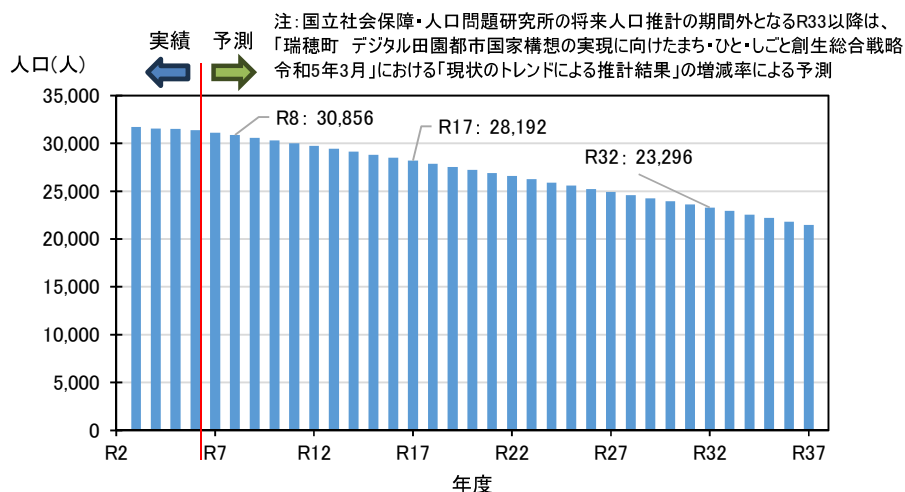


図 4-1 処理区域内人口の推移

2. 有収水量の予測

将来の処理区域内の人口が減少する見込みであるため、有収水量も減少する見込みであり、令和8年度の3,498,518 m^3 から令和17年度の3,196,386 m^3 まで減少する見込みです。

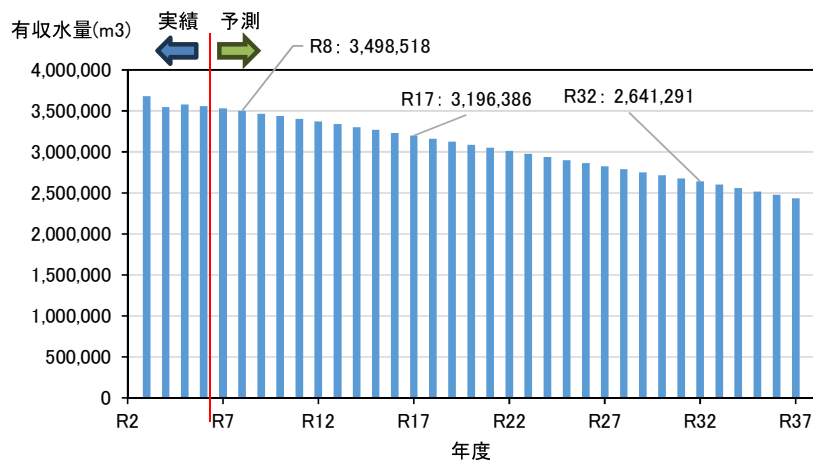


図 4-2 有収水量の推移

3. 使用料収入の見通し

将来の有収水量が減少する見込みであるため、使用料収入も減少する見込みであり、令和8年度の394百万円から令和17年度の360百万円まで減少する見込みです。

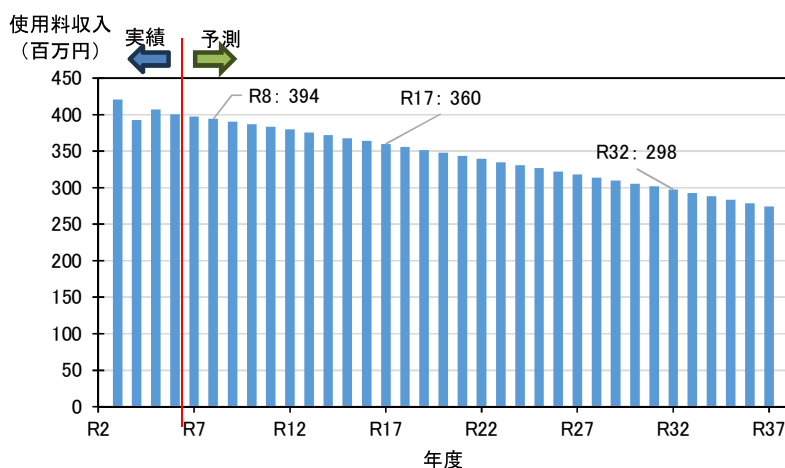


図 4-3 使用料収入の推移

4. 施設の見通し（污水・雨水・ポンプ場）

経営戦略の計画期間中に当初布設した污水管路が布設から50年を経過し、更新の時期を迎えます。ストックマネジメント計画に基づいた点検・調査を実施し、効率的な改築を図る必要があります。また、流域下水道施設である多摩川上流水再生センターの改築更新が予定され、流域下水道建設負担金及び流域下水道建設改良負担金を今後も負担する必要があります。

雨水対策では、令和7年度に整備が完了した長岡1号幹線（雨水）に続き、殿ヶ谷2号幹線の整備の必要があります。なお、雨水のストックマネジメント計画に基づく更新投資は、令和18年度以降に実施する予定です。

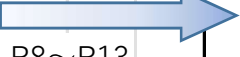
さらに、中長期的に、土地区画整理事業の進捗に合わせて事業を進めます。

合わせて、ポンプ場についても、ストックマネジメント計画に基づいた点検・調査を実施して効率的な改築を行うことが必要となります。

また、令和6年8月の台風上陸時に、浸入水の影響によって駒形污水中継ポンプ場の污水ポンプおよび圧送管の排水能力を超過して周辺で溢水する被害が発生しました。この対策として、不明水対策工事を進めるとともに、圧送管については、現在、1条のみ布設されており、代替施設がないことへの対応として、2条化^{*}等を行う必要があります。

2条化：圧送管を二つのルートで布設し、一方のルートの圧送管の破損時の機能維持を可能にするとともに、日常的な維持管理の円滑化を図ること

表 4-1 主な建設・改築更新事業スケジュール

主な事業	短期	中期	長期
	R8 ～ R12	R13 ～ R17	R18 ～ R37
汚水 新青梅街道拡幅関連	 R8～R10		
汚水 面整備 殿ヶ谷・他未整備区域	 R8～R12		
汚水 汚水柵設置工事			
汚水 面整備 全体計画区域内の整備			 R18～
汚水 流域下水道建設負担金 流域下水道建設改良負担金			
汚水 長寿命化・改築更新 (ストックマネジメント 管路)	 R9～		
汚水 長寿命化・改築更新 (ストックマネジメント ポンプ場)	 R9～R11		
汚水 総合地震対策 (ポンプ場)	 R10～R12		
雨水 殿ヶ谷2号幹線	 R8～R10		
雨水 新青梅街道拡幅関連	 R8～R13		
雨水 土地区画整理事業地内の整備			 R18～
雨水 長寿命化・改築更新 (ストックマネジメント)			 R18～

令和 8 年度から令和 13 年度にかけて、污水及び雨水の新青梅街道拡幅関連の整備、污水のストックマネジメント事業の改築更新、及び、雨水の殿ヶ谷 2 号幹線の整備の投資見込金額が大きく生じています。

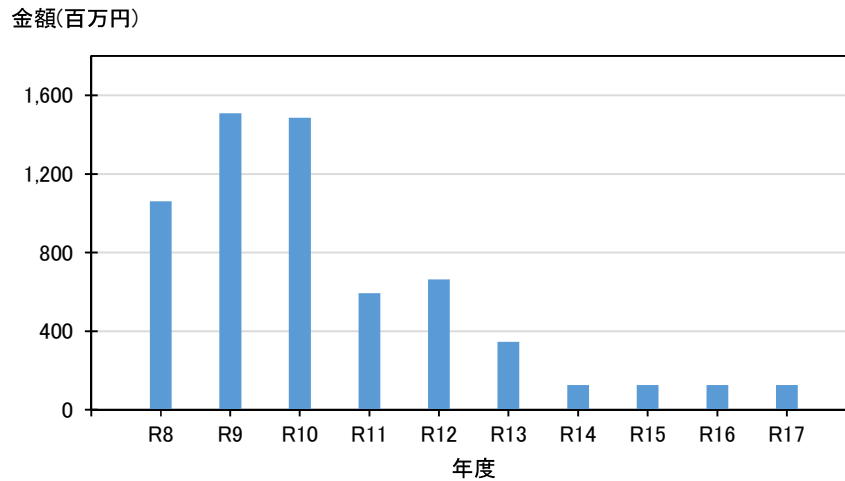


図 4-4 投資見込金額の推移

5. 組織について

下水道事業の運営は、令和 7 年度末時点で、都市整備部下水道課において行っています。今後は、未普及地域への污水整備促進、雨水整備、耐震対策、適切な維持管理を推進するため、更なる組織の充実を図る必要があります。

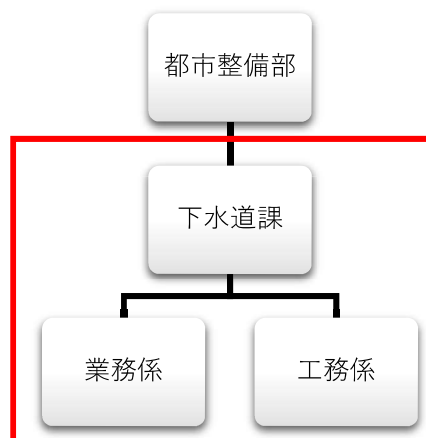


図 4-5 組織図

第5章 基本理念及び基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 施策への展開

第5章 基本理念及び基本方針

1. 基本理念

下水道は、健康で快適な住民生活を営むうえで欠くことのできない都市の基幹的な施設であるとともに、生活に潤いをもたらす水辺環境の水質保全のために重要なものです。

第5次瑞穂町長期総合計画では、将来都市像を『すみたいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうそう” しょう みらいにずっとほこれるみずほ～』と掲げ、7つの基本目標を設定しています。

瑞穂町下水道プランでは、第5次瑞穂町長期総合計画の将来都市像の実現にむけて、下水道事業における施策を着実に推進するよう、基本理念を『快適で安全な社会を支える下水道』とします。

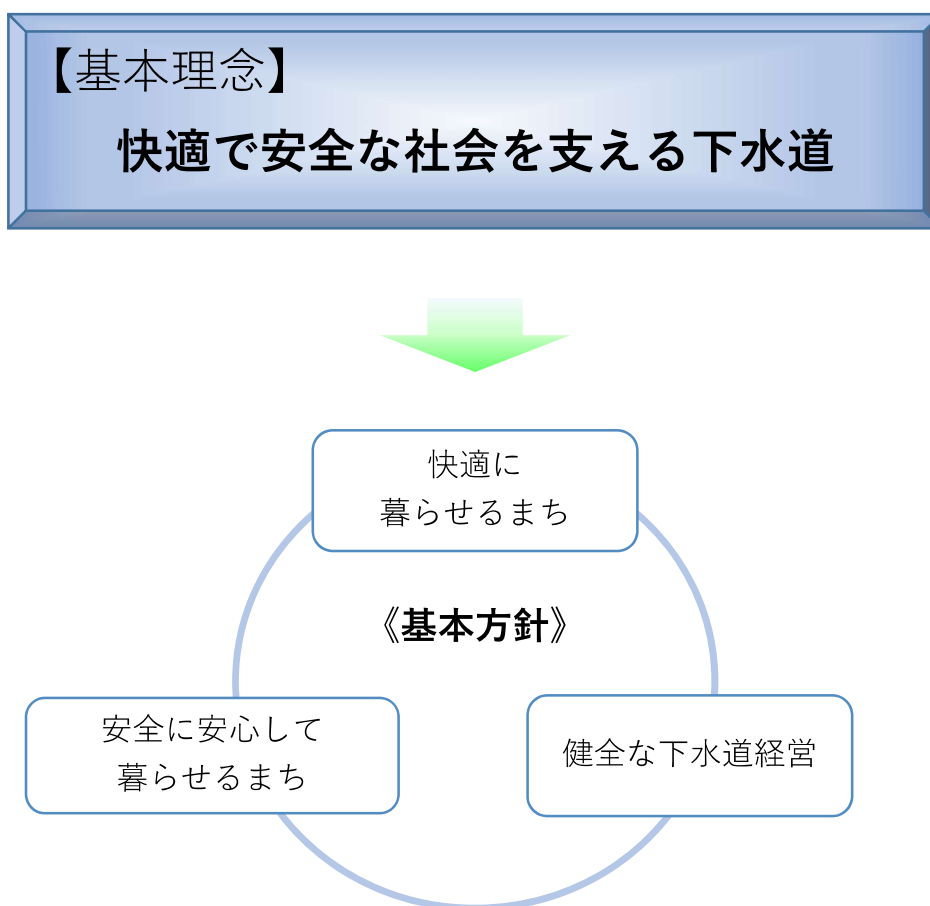


図 5-1 下水道プラン基本理念と基本方針

2. 基本方針

基本理念を具現化するための基本方針を「快適に暮らせるまち」、「安全に安心して暮らせるまち」、「健全な下水道経営」の3本柱とし、その実現に向けた下水道事業を展開していきます。

快適に暮らせるまち

下水道の普及促進によって、快適な生活環境の改善と残堀川や不老川の水質保全に寄与してきました。

引き続き、快適な生活環境を確保するとともに、良好な水環境を維持するために、未普及地域の汚水整備に努めていきます。

○汚水対策の推進

安全に安心して暮らせるまち

浸水被害や地震被害、また下水道管の老朽化に伴う道路陥没など、下水道に起因する事故の発生は、生活環境に大きな影響を及ぼします。

災害や事故に対して、被害の軽減を図り、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

○雨水対策の推進

○耐震化の推進

○維持管理体制の充実

健全な下水道経営

下水道施設の適正な維持管理や事業の平準化などを進め、経営基盤強化や健全化を図り、持続可能で安定した下水道経営を推進します。

○財政の安定化

3. 施策への展開

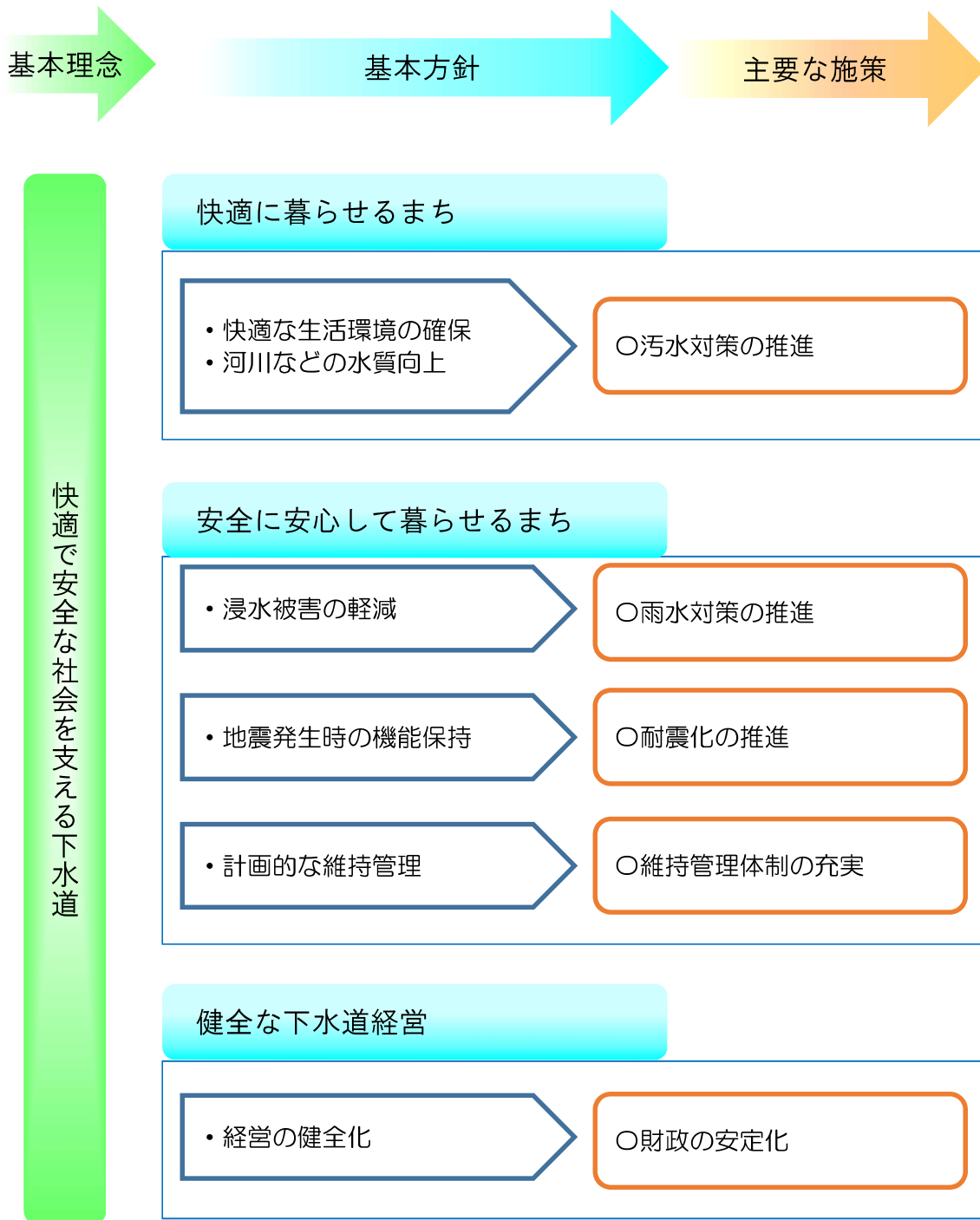


図 5-2 基本理念の施策への展開

第6章 施設整備及び維持管理における今後の施策

- 1 「基本方針1：快適に暮らせるまち」
 - (1) 汚水対策の推進

- 2 「基本方針2：安全に安心して暮らせるまち」
 - (1) 雨水対策の推進
 - (2) 耐震化の推進
 - (3) 維持管理体制の充実（計画的な点検・調査）
 - (4) 維持管理体制の充実（効率的な改築・更新）

- 3 「基本方針3：健全な下水道経営」
 - (1) 下水道使用料の見直し

第6章 施設整備及び維持管理における今後の施策

1. 「基本方針 1：快適に暮らせるまち」

(1) 污水対策の推進

施策の方向

公共下水道事業計画区域内の未整備区域について、下水道施設の整備を進めていきます。

また、下水道施設を有効に活用するため、下水道への未接続世帯について、早期の接続を促進していきます。

施策の展開

①未普及解消

- 殿ヶ谷土地区画整理事業地内は事業の進捗に合わせて整備を行います。
- 市街化区域内の未整備区域と市街化調整区域内の事業認可された区域について、順次整備を進めるとともに、污水の下水道人口処理普及率 100%の早期達成を目指します。

②水洗化の促進

- 引き続き、戸別訪問等を活用した啓発活動の展開により、下水道整備区域内における下水道への接続を促進します。

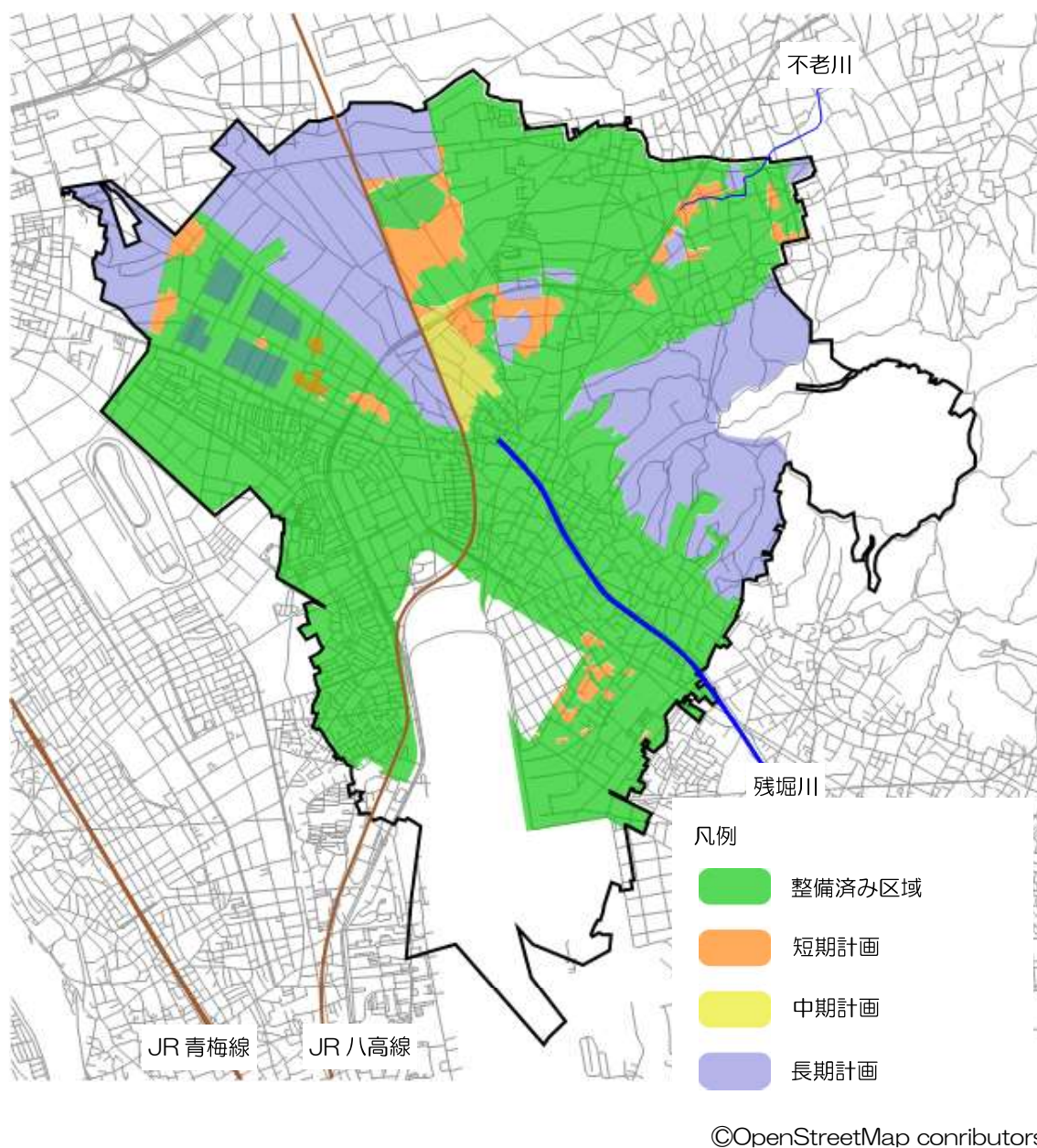


図 6-1 整備計画図（污水）

2. 「基本方針 2：安全に安心して暮らせるまち」

(1) 雨水対策の推進

施策の方向

浸水被害は、住民の生命や財産などに大きな影響を与えるおそれがあることから、効果的な対策を重点的かつ効率的に実施していきます。また、都市化の進展に伴う雨水流出の増大や大型台風、ゲリラ豪雨などに対応するため、まちづくりにかかわる各事業が連携し合い、総合的な雨水対策を行います。

施策の展開

①雨水幹線及び主要な雨水枝線の整備促進

- 雨水幹線を優先的に整備します。
- 新青梅街道の拡幅工事に伴う協定管の工事を行います。

②総合的な浸水対策の推進

- 都市計画、河川、道路及び公園など都市づくりの関係部局、防災部局などと連携を図り、貯留施設などの総合的な浸水対策を推進します。
- 施設整備などのハード対策に加えて、浸水関連情報を提供するなどソフト対策の充実を図ります。

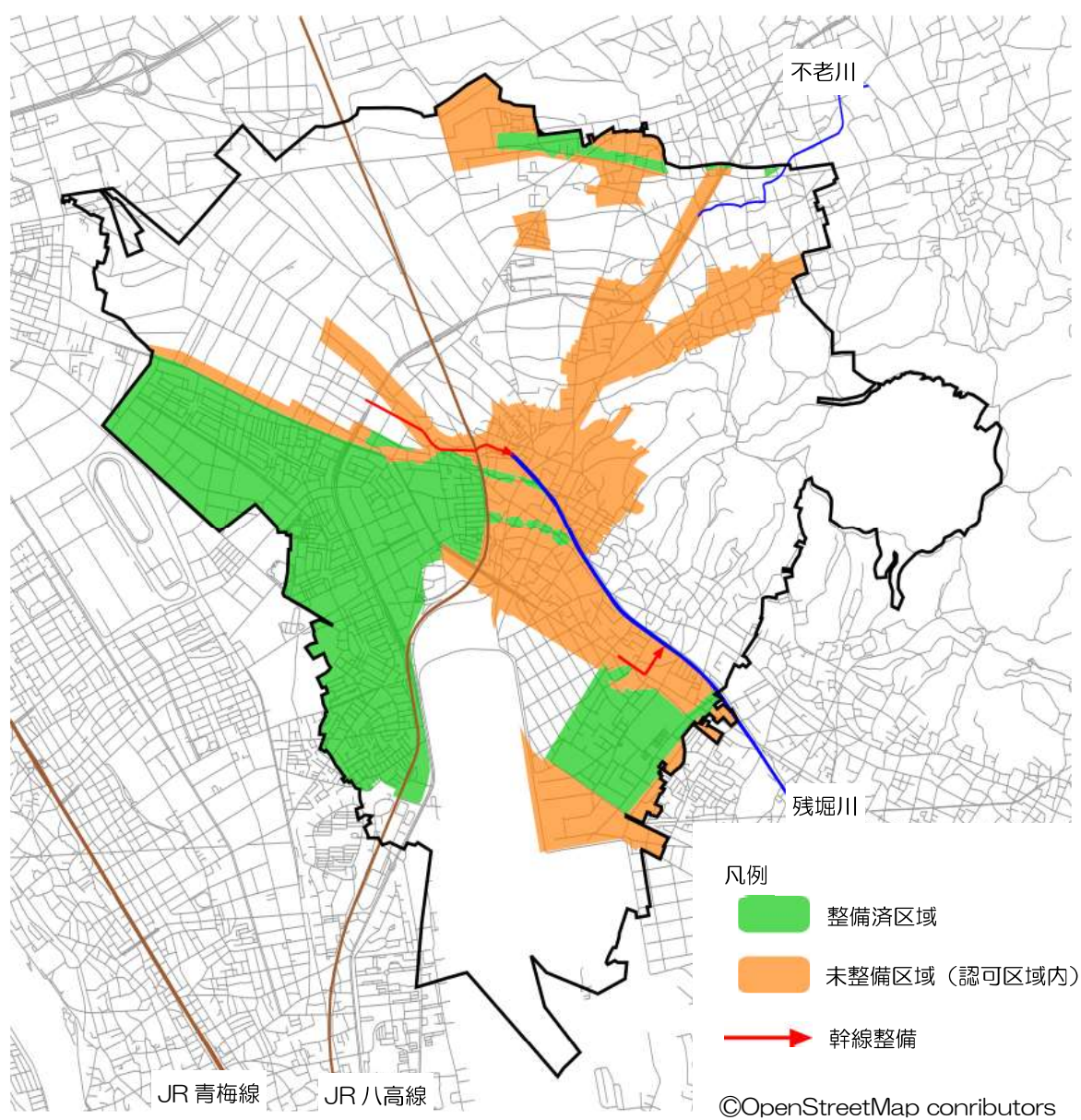


図 6-2 整備計画図（雨水）

(2) 耐震化の推進

施策の方向

大規模地震発生時に被害を受けた場合においても、施設への被害の軽減を図り、できる限り下水道機能を維持できるよう耐震化を推進します。

また、被災時に管路、ポンプ場等の下水道機能確保を目的として、速やかな対応が図れるように初動体制及び応急復旧体制の強化を図ります。

施策の展開

①管路施設の耐震化

■駒形汚水中継ポンプ場からの圧送管について、2 条化の検討を行い、地震時においても、駒形汚水中継ポンプ場からの流下機能を確保します。

②ポンプ場の耐震化

■駒形汚水中継ポンプ場については、施設、設備、圧送管を含めた改築計画を策定し、計画的に耐震化を実施します。

③減災対策

■大規模地震時に、従来よりも速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を確保するために瑞穂町公共下水道業務継続計画（下水道BCP）に基づき対策を行います。

(3) 維持管理体制の充実（計画的な点検・調査）

施策の方向

定期的な管路内のテレビカメラ調査や目視調査等の計画的な維持管理を実施し、道路陥没等の未然防止や下水道管路の流下機能の確保を目指します。

施策の展開

①計画的な点検・調査の実施

- ストックマネジメント計画に基づき、下水道区域内をブロック分けし、計画的なテレビカメラ調査、目視調査を行います。

②下水道台帳システムの充実

- テレビカメラ調査や日常の維持管理情報を下水道台帳システムに入力し、下水道台帳システムの有効活用を行います。

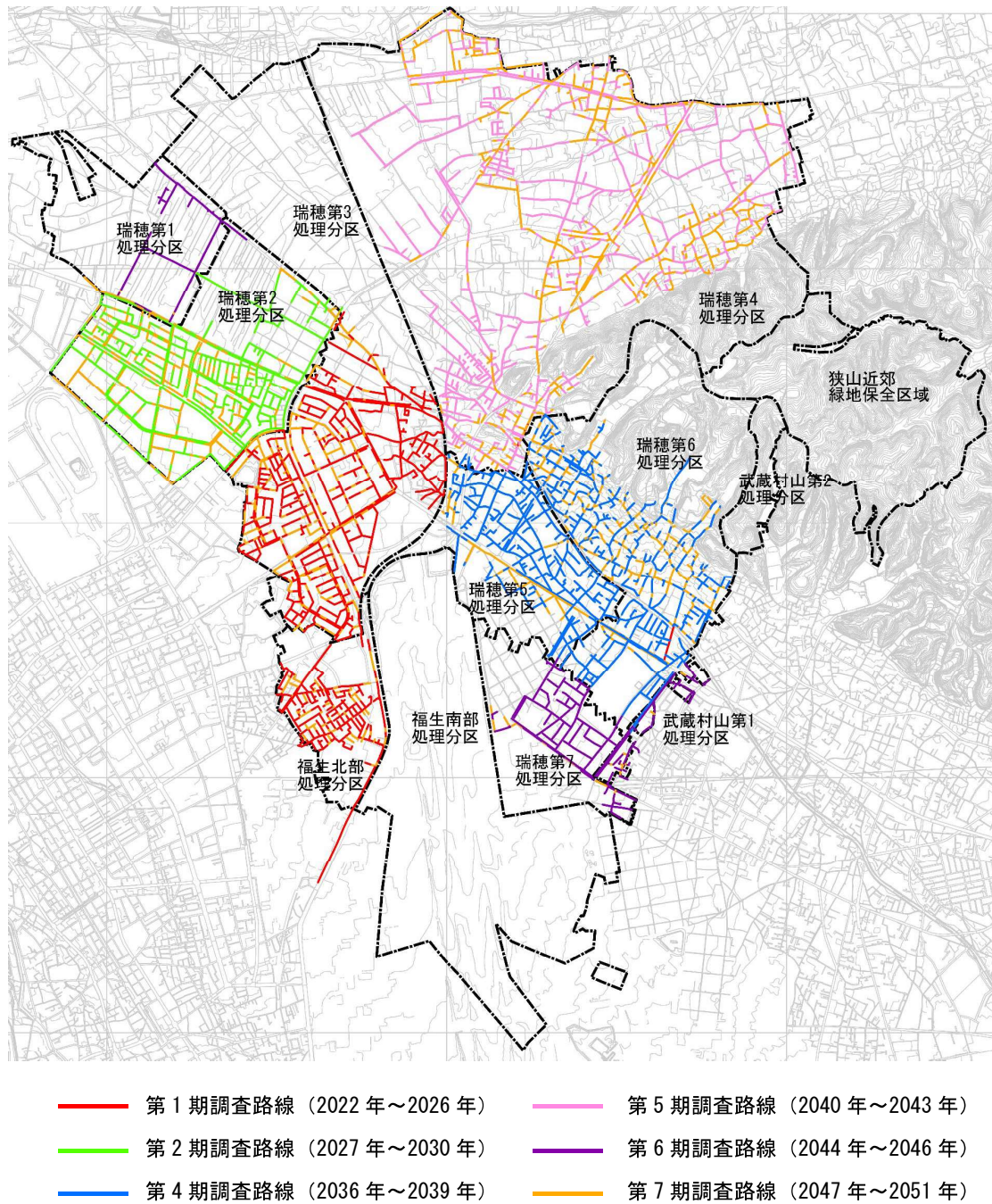
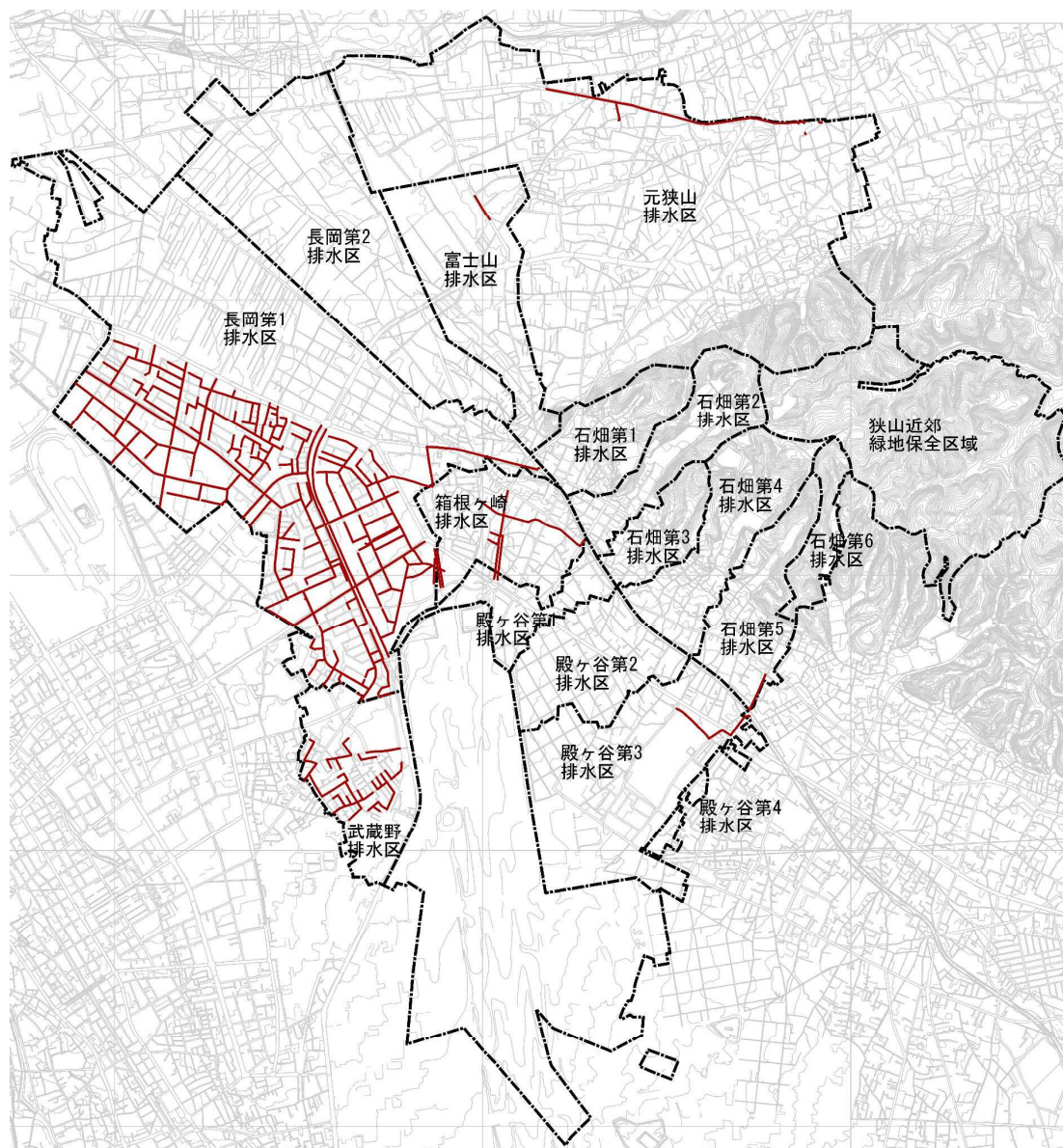


図 6-3 スtockマネジメント計画における管路の点検調査計画（污水）



— 第3期調査路線（2031年～2035年）

図 6-4 スtockマネジメント計画における管路の点検調査計画（雨水）

(4) 維持管理体制の充実（効率的な改築・更新）

施策の方向

昭和 49 年度から布設を始めた管路施設や昭和 59 年度に運転を開始した駒形汚水中継ポンプ場など、下水道施設のなかには、相当の年数を経過しているものがあることから、ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図りながら効率的に施設の改築・更新を実施します。

施策の展開

①計画的な改築・更新

- コスト削減を図るため、既設管路施設を有効活用する管更生工法を採用するなど老朽管の長寿命化に努めます。
- 駒形汚水中継ポンプ場施設は、改築計画を策定し、計画的に改築・更新を行います。

3. 「基本方針3：健全な下水道経営」

(1) 下水道使用料の見直し

施策の方向

①時期

令和8年4月から流域下水道維持管理負担金の単価の改定がなされること、及び、住民への周知期間等を考慮し、令和9年4月からの使用料改定が可能なように事務を進めていきます。

②改定率

改定使用料を算定するための使用料算定期間（令和9年から令和13年の5年間）における、下水道使用料及び使用料対象経費の概算合計は、それぞれ1,911百万円及び3,141百万円で、収支過不足は1,230百万円となっていることから、汚水処理費を下水道使用料で賄うことができる下水道使用料にするためには55.35%（改定の目安）の下水道使用料の改定が必要です。

この改定の目安を基礎として、使用料改定を検討します。

施策の展開

①下水道事業の経営の基本的考え方について

下水道事業（公営企業）の経営の基本的考え方は以下のとおりです。

表 6-1 下水道事業の経営の基本的考え方

項目	考え方
独立採算制の原則 （地方財政法 第6条）	✓経営に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続 ✓ただし、以下の経費は除く ✦ その性質上、 経営に伴う収入によって賄うことが適当でない経費 ✦ 公営企業の性質上、能率的な経営を行っても、経営に伴う収入のみによって賄うことが客観的に困難であると認められる経費
経費負担の原則 （地方公営企業法 第17条の2）	✓ 雨水公費・汚水私費 が原則 （ 雨水：経営に伴う収入によって賄うことが適当でない経費 ） ✦ 雨水公費 ：雨水排除＝社会全体が便益を享受＝公費（税金）負担 ✦ 汚水私費 ：汚水処理＝特定利用者が便益を享受＝私費（使用料）負担 （ただし、汚水処理費のうち公的な便益が認められるものは公費）
使用料の基本原則 （地方公営企業法 第21条第2項）	✓能率的な経営の下での適正な原価を基礎とし、健全な運営を確保できるもの ⇒将来の更新投資等の原資である 「資産維持費」を含む総括原価 を基礎

②瑞穂町下水道事業の課題

瑞穂町下水道事業の主な課題としては以下のようなものがあり、将来的な使用料の減少とコストの増加が確実に見込まれます。

- 人口減少に伴う使用料の減少
- 流域下水道維持管理負担金の単価の改定（約 40%増）への対応
- 多摩都市モノレール延伸に伴う新青梅街道拡幅関連の下水道工事
- エネルギー料金や人件費増加に伴う物価上昇への対応
- ポンプ場をはじめとした施設の老朽化への対応
- 埼玉県八潮市で発生した大きな道路陥没事故を踏まえた対応

③下水道使用料の改定の必要性

瑞穂町下水道事業は以下のとおり、下水道使用料の改定が必要な状況にあります。

- 資金不足額を一般会計からの繰入金で賄っている状況である
- 污水处理費の約 27%を占める流域下水道維持管理負担金の単価の改定（約 40%増）への対応が必要
- 現行下水道使用料は「資産維持費」を含む総括原価を基礎としていない
- 総務省・国土交通省の通知等を踏まえた対応が必要
 - ・使用料単価が 150 円/m³未滿
 - ・経費回収率が 80%未滿
 - ・15 年以上使用料改定を行っていない

④下水道使用料の改定のスケジュール

令和 8 年 4 月から流域下水道維持管理負担金の単価の改定がなされること、及び、住民への周知期間等を考慮し、令和 9 年 4 月からの使用料改定が可能なように事務を進めていきます。

瑞穂町下水道使用料審議会において調査・審議し、その結果を町長に答申します。

その後、瑞穂町下水道条例を改正するとともに住民に周知し、改定後の下水道使用料を施行します。町における条例改正等と並行して、下水道使用料徴収事務において使用されているシステムの下水道使用料改定に伴う改修について、東京都水道局との調整を行います。

第7章 投資・財政計画

- 1 投資試算
- 2 財源試算
- 3 投資以外の経費の試算
- 4 投資・財政計画に未反映の事項
- 5 投資・財政計画の概要

第7章 投資・財政計画

1. 投資試算

投資試算とは、施設・設備の更新や新設のための費用であり、資本的支出の建設改良費に計上しています。

経営戦略の計画期間中においては、管路及びポンプ場の改築、汚水桝の設置、雨水管路の整備に要する経費や流域下水道事業への建設負担金及び建設改良負担金を計上しています。

管路及びポンプ場の改築費用については、ストックマネジメント計画の金額を計上して投資の平準化と効率的な更新に努めます。

なお、建設改良費の財源として企業債を充当することになりますが、企業債の残高が過大にならないように注視する必要があります。

表 7-1 主な建設改良費の内容

投資項目	実施予定年度	区分	事業費総額
殿ヶ谷2号幹線	令和8年度～令和10年度	雨水	454百万円
新青梅街道拡幅関連（雨水）	令和8年度～令和13年度		1,315百万円
新青梅街道拡幅関連（污水）	令和8年度～令和10年度		2,155百万円
土地区画整理事業（殿ヶ谷）	令和8年度～令和12年度	污水	36百万円
ストックマネジメント	令和8年度～		1,247百万円
瑞穂町総合地震対策事業費	令和10年度～令和12年度		311百万円
流域下水道建設負担金・改良負担金	令和8年度～		413百万円
上記に係る間接費		雨水・污水	231百万円
合計			6,162百万円

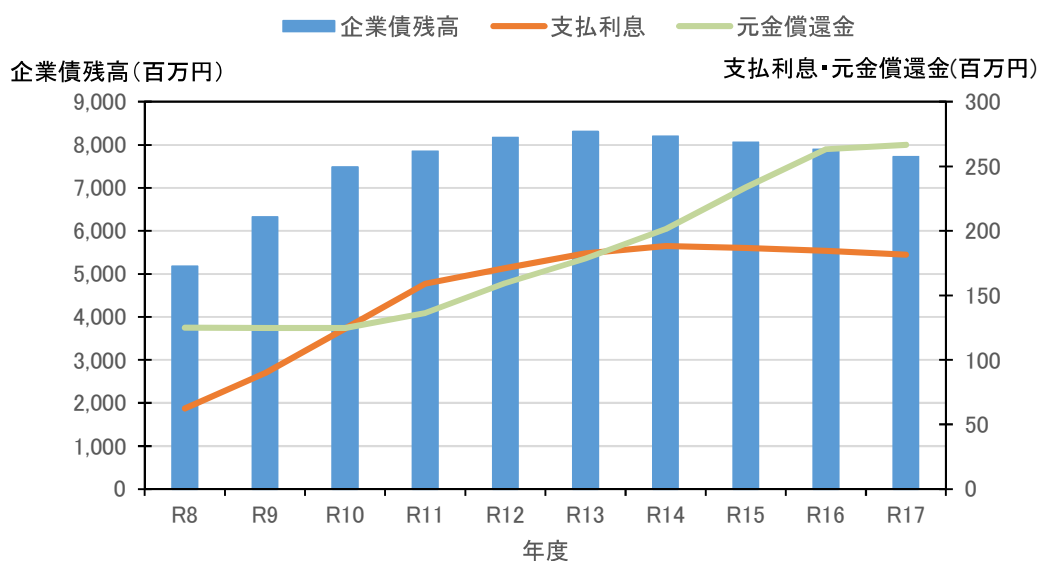


図 7-1 企業債残高と元金償還金及び支払利息の推移

2. 財源試算

公営企業における財源については、使用料収入、受益者負担金、国都補助金、企業債、一般会計からの繰入金等があります。なお、地方公営企業法の財務規定等の適用前の経費回収率は100%を超えていましたが、令和2年度の地方公営企業法の財務規定等の適用後は対象経費が償還元金から減価償却費に変更となったことで経費回収率が下がっています。

使用料収入

使用料収入については、将来の事業環境で記載したとおり、将来の処理区域内人口及び有収水量の減少を見込んでいるため、使用料収入も減少を見込んでいます。

受益者負担金

受益者負担金は下水道が整備された区域内の土地所有者等（受益者）に対して、下水道事業の一部を負担していただくものです。新たに整備される区域の時期・金額を合理的に見込むことができないため、計画期間の収入は見込んでいません。

国都補助金

国都補助金は対象事業の建設改良費及びストックマネジメント計画に基づく改築等に対して見込んでいます。

企業債

企業債は建設改良費の財源としての借入れであり、国や都の補助を受ける事業では建設改良費からこれらの補助金を充当した残りの一部に対して借入れることを見込んでいます。

一般会計繰入金

一般会計からの繰入金は一般会計から下水道事業に繰出される金額で、下水道事業費用及び資本的支出の財源として、負担金又は出資金として繰り入れるものを見込んでいます。

3. 投資以外の経費の試算

投資以外の経費は、維持管理費や職員給与費等です。

維持管理費は過去の実績等から将来の経費を見込んでいます。施設の維持管理についての民間業者への委託による民間活力の一部導入も継続して見込んでいます。なお、流域下水道事業への維持管理負担金は汚水処理水量と連動しますので、将来の汚水処理水量と連動するとともに、令和8年度以降5年ごとの改定を見込んでいます。

職員給与費は、現在の組織体制が維持されることを前提に見込んでいます。

4. 投資・財政計画に未反映の事項

(1) 下水道使用料の見直し

第6章 3. (1) に記載のとおり、下水道使用料の改定が必要な状況にあります。

現行の使用料体系のままの場合、令和8年度からの流域下水道維持管理負担金の単価値上げ等の影響を受けて経費回収率が大幅に低下する見込みです。

表 7-2 現行使用料体系のままの場合の経費回収率と使用料単価の見込

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計
使用料収入(円)	394,138,998	390,553,598	386,968,198	383,382,798	379,797,399	1,934,840,991
経費回収率	60.48%	56.61%	52.56%	51.62%	46.49%	53.19%
使用料単価(円/㎥)	113.7	113.7	113.7	113.7	113.8	113.7

そこで、使用料算定期間において、「A.経費回収率 80%を目指す」、「B.経費回収率 100%を目指す」、「C.使用料単価 150 円/㎥を目指す」の3つの使用料体系案について検討を行い、瑞穂町下水道使用料審議会に諮り、その結果を町長に答申し、令和9年4月1日からの下水道使用料改定を目指しています。なお、下水道使用料の改定については、議会による下水道条例の改正も行われていないため、投資・財政計画に反映していません。

各使用料体系案を採用した場合の経費回収率・使用料単価は、以下のようになります。

表 7-3 3つの使用料体系案の経費回収率と使用料単価の見込

A.経費回収率80%

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計
基本使用料収入(円)	143,466,222	142,148,886	140,832,336	139,515,000	138,067,974	704,030,418
従量使用料収入(円)	475,555,401	471,189,990	466,824,346	462,458,367	457,662,340	2,333,690,444
使用料収入合計(円)	619,021,623	613,338,876	607,656,682	601,973,367	595,730,314	3,037,720,862
経費回収率	90.78%	84.92%	78.89%	77.55%	70.42%	80.01%
使用料単価(円/㎡)	178.6	178.6	178.6	178.6	178.6	178.6

B.経費回収率100%

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計
基本使用料収入(円)	179,424,041	177,776,533	176,130,008	174,482,500	172,672,797	880,485,879
従量使用料収入(円)	594,354,779	588,898,837	583,442,603	577,985,951	571,991,819	2,916,673,989
使用料収入合計(円)	773,778,820	766,675,370	759,572,611	752,468,451	744,664,616	3,797,159,868
経費回収率	113.47%	106.15%	98.62%	96.94%	88.03%	100.02%
使用料単価(円/㎡)	223.2	223.2	223.2	223.2	223.2	223.2

C.使用料単価150円/㎡

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計
基本使用料収入(円)	120,467,820	119,361,660	118,256,160	117,150,000	115,934,940	591,170,580
従量使用料収入(円)	399,971,634	396,300,052	392,628,274	388,956,215	384,922,457	1,962,778,632
使用料収入合計(円)	520,439,454	515,661,712	510,884,434	506,106,215	500,857,397	2,553,949,212
経費回収率	76.32%	71.40%	66.33%	65.20%	59.21%	67.27%
使用料単価(円/㎡)	150.1	150.1	150.1	150.1	150.1	150.1

(2) 民間活力の導入等

現在行っている、施設の維持管理の民間委託に加えて、今後は、さらなる経営の効率化を目指し、他団体の動向等も踏まえて民間活力の導入等の検討を行っていきます。

また、平成30年度に東京都、関係市町村、東京都都市づくり公社で構成する下水道事業の広域化・共同化検討会を設置し、令和4年12月に東京都の汚水処理に関する広域化・共同化計画が策定されましたが、その金額及び実施時期について瑞穂町だけでは見込めない点があるため、投資・財政計画には反映していません。

一般会計からの繰入金について、収益的収入及び資本的収入のいずれにおいても基準外繰入が生じています。公営企業においては使用料収入をもって経営を行う独立採算が原則となり、基準外繰入金をゼロとすることが基本となります。基準外繰入金をゼロにするために経営改善の一つの手法である使用料の改定についての取り組み状況については、上述のとおりです。

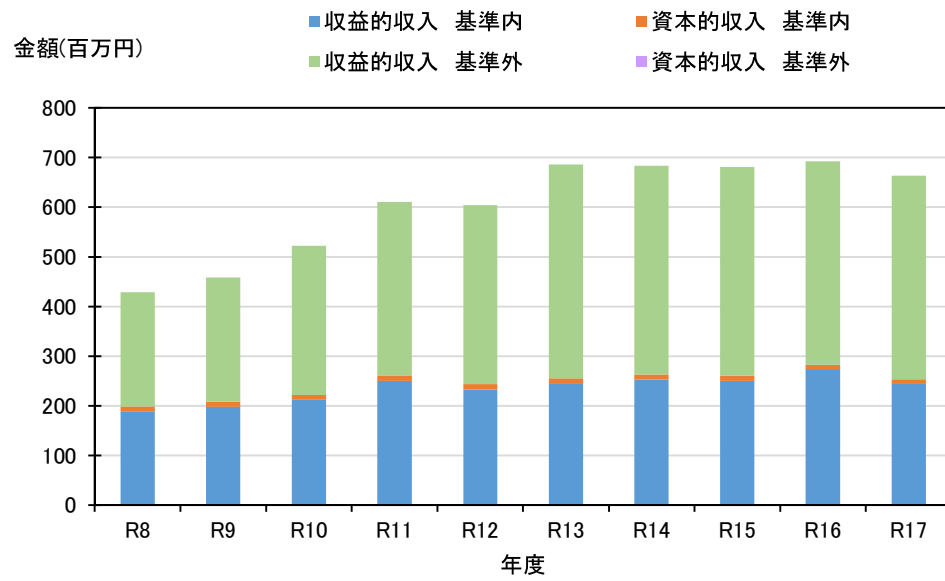


図 7-2 一般会計からの繰入金の推移

5. 投資・財政計画の概要

収益的収支

経営戦略の計画期間中においては、各年度で純利益が計上される見込みとなっています。ただし、この純利益は、営業外収益の「他会計補助金」に含まれる、繰出基準外の一般会計からの繰入金が増加することによって計上されているものとなっています。

人口減少や節水型社会の浸透により使用料収入の減少に加え、物価上昇や施設の老朽化に伴う維持管理費用の上昇等により支出の増加が見込まれることから、下水道事業の安定的な継続に必要な費用を一般会計繰入金により賄っている状況といえます。

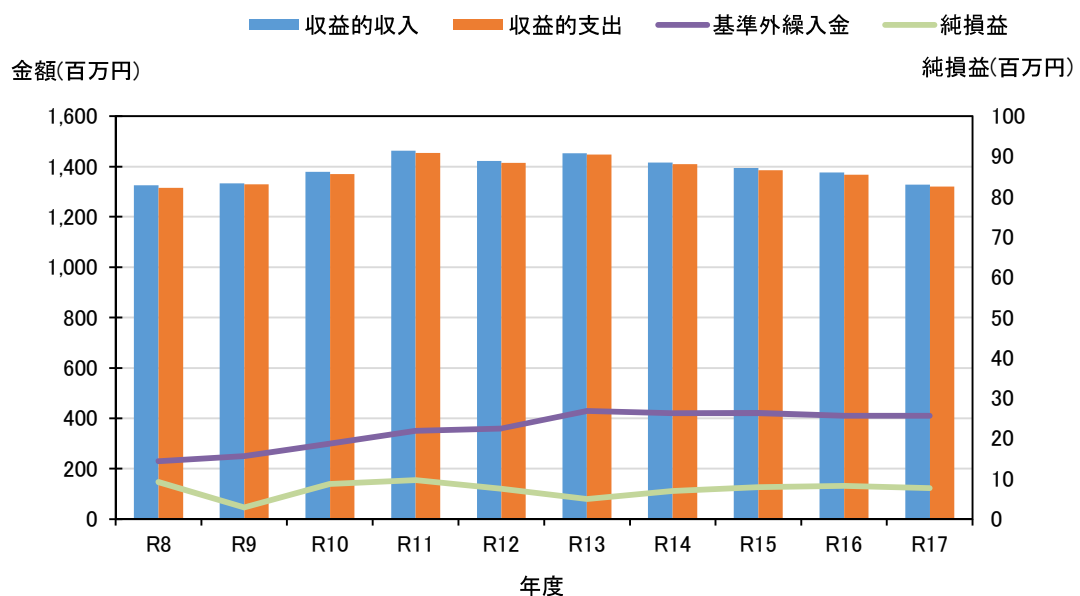


図 7-3 収益的収支の推移

資本的収支

新青梅街道拡幅関連工事、殿ヶ谷2号幹線工事、ストックマネジメント計画に基づくポンプ場の改築更新といった比較的規模の大きな建設改良費が計上される年度においては、資本的収入及び資本的支出が多額となる見込みです。

経営戦略の計画期間中においては、各年度で資本的支出が資本的収入を上回りますが、資本的収入が資本的支出に不足する額は損益勘定留保資金等で補填し、資金収支上の問題は生じない見込みとなっています。しかし、比較的規模の大きな建設改良費の財源として発行した企業債の償還負担について留意が必要な状況です。

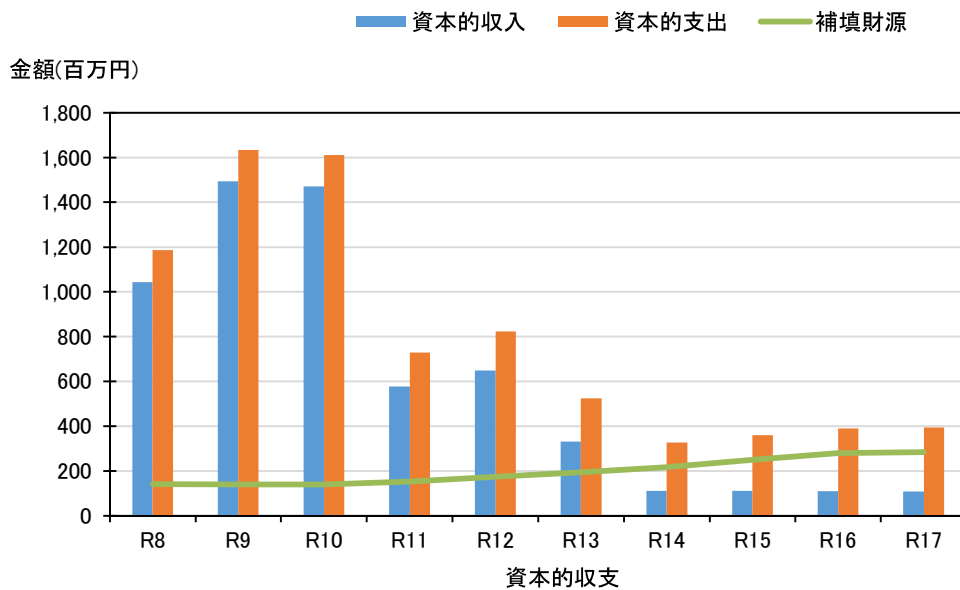


図 7-4 資本的収支の推移

第8章 整備目標

- 1 「基本方針1：快適に暮らせるまち」
 - (1) 污水対策の推進

- 2 「基本方針2：安全に安心して暮らせるまち」
 - (1) 雨水対策の推進
 - (2) 耐震化の推進
 - (3) 維持管理体制の充実（計画的な点検・調査）
 - (4) 維持管理体制の充実（効率的な改築・更新）

- 3 「基本方針3：健全な下水道経営」
 - (1) 財政の安定化

第8章 整備目標

1. 「基本方針 1：快適に暮らせるまち」

(1) 污水対策の推進

表 8-1 污水対策の推進 整備目標

項目	内容
目標	未整備区域の污水整備を推進し、生活環境の改善や残堀川・不老川の水質保全を図り、快適に暮らせるまちを目指します。
現状 (令和6年度末時点)	【下水道普及率98.2%】 令和元年度の98.1%から0.1ポイント普及が進みました。 短期計画の目標はやや下回りましたが、ほぼ達成されています。
短期計画 (令和8年度～令和12年度)	事業計画区域内の整備を進めます。 目標：下水道普及率 98.5%
中期計画 (令和13年度～令和17年度)	都市計画決定区域内の整備を進めます。 目標：下水道普及率 100%を目指します。
長期計画 (令和18年度～令和37年度)	開発事業等に合わせて整備を進めます。 目標：下水道普及率 100%を目指します。

2. 「基本方針 2：安全に安心して暮らせるまち」

(1) 雨水対策の推進

表 8-2 雨水対策の推進 整備目標

項目	内容
目標	雨水整備を推進し、ゲリラ豪雨や大型台風による浸水被害の軽減を図り、安全に安心して暮らせるまちを目指します。
現状 (令和6年度末時点)	【雨水整備率45.2%】 令和元年度末の46.0%から0.8ポイント減少しました。認可面積増加に伴い雨水整備率が減少し、結果として短期計画の目標達成には至りませんでした。長岡1号幹線（雨水）が令和7年度に整備されたことで改善する見込みです。
短期計画 (令和8年度～令和12年度)	殿ヶ谷2号幹線の整備を進めます。 目標：雨水整備率 54.3%
中期計画 (令和13年度～令和17年度)	幹線整備に基づく面的整備を進めます。 土地区画整理事業に合せて雨水整備を進めます。 目標：雨水整備率 58.9%を目指します。
長期計画 (令和18年度～令和37年度)	中期計画に引き続き、雨水整備を進めます。 目標：雨水整備率 70.0%を目指します。

(2) 耐震化の推進

表 8-3 耐震化の推進 整備目標

項目	内容
目標	地震被害の軽減を図るため、施設の耐震化を推進します。また、被災時に管路、ポンプ場等の下水道機能確保を目的として、速やかな対応が図れるように初動体制及び応急復旧体制の強化を図り、安全に安心して暮らせるまちを目指します。
現状 (令和6年度末時点)	【耐震化事業着手】 令和3年度に「瑞穂町下水道BCP計画書（地震・水害編）」を策定するとともに、駒形汚水中継ポンプ場の耐震補強について改築計画を策定しました。 また、令和2年度から令和5年度にかけてマンホールトイレを設置しました。
短期計画 (令和8年度～令和12年度)	駒形汚水中継ポンプ場の耐震化を含めた改築計画を策定します。 目標：駒形汚水中継ポンプ場の改築計画の策定
中期計画 (令和13年度～令和17年度)	駒形汚水中継ポンプ場の改築計画に基づき、ポンプ場の耐震化及び圧送管路の2条化を進めます。 目標：駒形汚水中継ポンプ場の耐震化 圧送管路の2条化
長期計画 (令和18年度～令和37年度)	管路の耐震化を、ストックマネジメント計画との整合を図り実施していきます。 目標：管路耐震化率 100%を維持します。

(3) 維持管理体制の充実（計画的な点検・調査）

表 8-4 維持管理体制の充実（計画的な点検・調査） 整備目標

項目	内容
目標	道路陥没等の未然防止や下水道管路の流下機能を確保するため、管路の計画的な点検・調査を実施し、安全に安心して暮らせるまちを目指します。
現状 (令和6年度末時点)	【ストックマネジメント】 令和元年度に策定した「瑞穂町公共下水道ストックマネジメント実施方針」に基づき、点検・調査を実施しました。
短期計画 (令和8年度～令和12年度)	ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査を実施します。 目標：点検調査延長 (5km/年)
中期計画 (令和13年度～令和17年度)	短期計画に引き続き、点検・調査を実施します。 目標：点検調査延長 (5km/年)
長期計画 (令和18年度～令和37年度)	中期計画に引き続き、点検・調査を実施します。 目標：点検調査延長 (5km/年)

(4) 維持管理体制の充実（効率的な改築・更新）

表 8-5 維持管理体制の充実（効率的な改築・更新） 整備目標

項目	内容
目標	施設の長寿命化を図りながら効率的に施設の改築・更新を実施し、安全に安心して暮らせるまちを目指します。
現状 (令和6年度末時点)	【駒形汚水中継ポンプ場の改築計画策定】 駒形汚水中継ポンプ場の耐震補強について改築計画を策定しました。
短期計画 (令和8年度～令和12年度)	駒形汚水中継ポンプ場の改築・更新を実施します。 目標：駒形汚水中継ポンプ場の改築計画策定
中期計画 (令和13年度～令和17年度)	ストックマネジメント計画の点検・調査結果に基づき、改築・更新の詳細設計を実施します。 目標：維持管理データの整理
長期計画 (令和18年度～令和37年度)	中期計画に引き続き、点検・調査結果に基づき、改築・更新の詳細設計を実施します。 目標：下水道施設機能の確保 100%

3. 「基本方針 3：健全な下水道経営」

(1) 財政の安定化

表 8-6 財政の安定化 整備目標

項目	内容
目標	財政の安定を持続的に進めていくため、下水道施設の適正な維持管理や適切な事業執行を行い、収支バランスのとれた健全な下水道経営を目指します。
現状 (令和6年度末時点)	【経費回収率73.45%】 物価高等により増加した汚水処理費を下水道使用料で賄えない状況であり、下水道使用料の見直しが必要です。
短期計画 (令和8年度～令和12年度)	今後の収支バランスを考慮し、下水道使用料改定を行い、下水道経営健全化に努めます。 目標：経費回収率80.0%
中期計画 (令和13年度～令和17年度)	短期計画に引き続き、下水道使用料改定を行い、下水道経営の健全化に努めます。 目標：経費回収率90.0%
長期計画 (令和18年度～令和37年度)	効率的な事業を実施し、下水道使用料改定を行い、経費回収率を維持します。 目標：経費回収率 100%

第9章 総合計画

- 1 総合計画のスケジュール
- 2 総合計画図

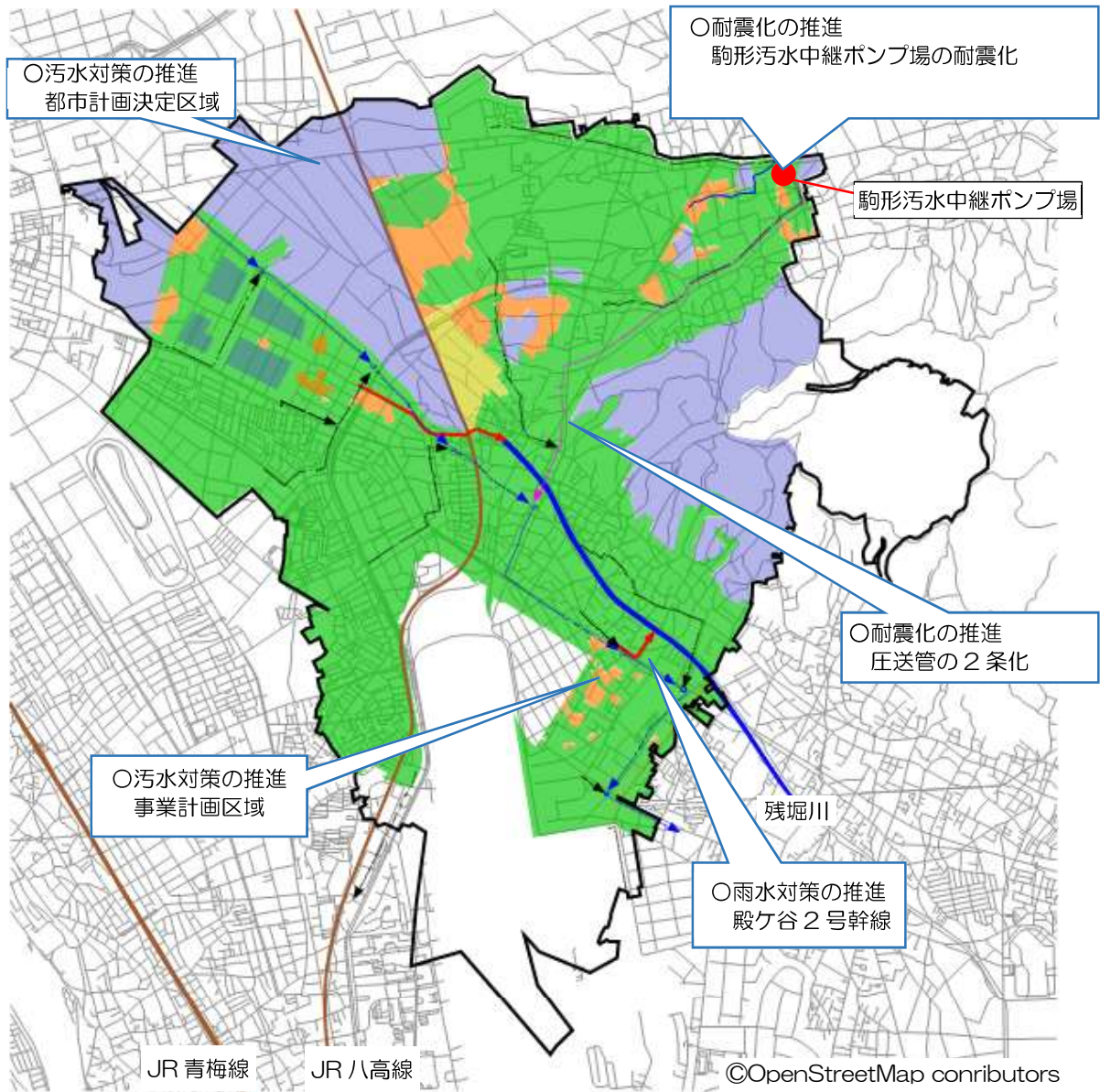
第9章 総合計画

1. 総合計画のスケジュール

表 9-1 総合計画のスケジュール

基本方針	主要な施策	短期計画 (令和8年度～令和12年度)	中期計画 (令和13年度～令和17年度)	長期計画 (令和18年度～令和37年度)
快適に暮らせるまち	(1)汚水対策の推進	 事業計画区域内の整備	 都市計画決定区域内の整備	 開発事業に合わせて整備
	整備目標	下水道普及率：98.5%	下水道普及率：100%	下水道普及率：100%
安全に安心して暮らせるまち	(1)雨水対策の推進	 殿ヶ谷2号幹線の整備	 幹線整備に基づく面的整備 土地区画整理事業地内の整備	 中期計画に引き続き 雨水整備を推進
	整備目標	雨水整備率：54.3%	雨水整備率：58.9%	雨水整備率：70.0%
	(2)耐震化の推進	 駒形汚水中継ポンプ場耐震化	 圧送管路の2条化	 管路の耐震化
	整備目標	駒形汚水中継ポンプ場耐震化	圧送管路の2条化	管路耐震化率：100%維持
	(3)維持管理体制の充実 (計画的な点検・調査)	 ストックマネジメント計画 に基づく点検・調査	 ストックマネジメント計画 に基づく点検・調査	 ストックマネジメント計画 に基づく点検・調査
	整備目標	点検調査延長 (5km/年)	点検調査延長 (5km/年)	点検調査延長 (5km/年)
	(4)維持管理体制の充実 (効率的な改築・更新)	 ストックマネジメント計画 に基づく改築・更新	 ストックマネジメント 計画の見直し	 ストックマネジメント計画 に基づく改築・更新
	整備目標	ストックマネジメント計画 に基づく着実な改築・更新	維持管理データの整理	下水道施設機能の確保 100%
健全な下水道経営	(1)財政の安定化	 下水道経営健全化 (下水道使用料改定)	 下水道経営健全化 (下水道使用料改定)	 下水道経営健全化 (下水道使用料改定)
	整備目標	経費回収率：80.0%	経費回収率：90.0%	経費回収率：100%

2. 総合計画図



凡例

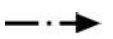
- | | | | |
|---|--------|---|---------|
|  | 整備済み区域 |  | 主な汚水幹線 |
|  | 短期計画 |  | 流域下水道幹線 |
|  | 中期計画 |  | 圧送管 |
|  | 長期計画 |  | 主な雨水幹線 |

図 9-1 総合計画図

第10章 資料編

- 1 改定の経緯
- 2 委員名簿
- 3 設置要綱
- 4 経営比較分析表
- 5 投資・財政計画

第10章 資料編

1. 改定の経緯

瑞穂町下水道プラン改定の経緯

委員会等	日付	検討内容等
第1回	令和7年11月28日	下水道プラン改定の趣旨 経営戦略の概要 投資・財政計画（案）について 下水道プラン改定版の内容確認
意見聴取	令和8年1月13日～ 令和8年1月26日	パブリックコメントによる意見聴取
第2回	令和8年〇月〇日	パブリックコメントの結果報告 下水道プラン改定版の最終報告

2. 委員名簿

瑞穂町下水道プラン策定委員会名簿

委員会役職	職 名
委 員 長	都市整備部長
副委員長	都市整備部下水道課長
委 員	企画部企画政策課長
委 員	企画部財政課長
委 員	住民部環境課長
委 員	協働推進部安全・安心課長
委 員	都市整備部都市計画課長
委 員	都市整備部建設課長

3. 設置要綱

瑞穂町下水道プラン策定委員会要綱

(平成24年9月7日)
(訓令第 10 号)

(設置)

第1条 町の下水道事業について、取り組むべき課題を明らかにし、当該課題を解決するための計画を策定するため、瑞穂町下水道プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、及び検討し、町長に報告する。

- (1) 下水道施設の整備に関すること。
- (2) 下水道施設の改築、更新、耐震改修等に関すること。
- (3) 雨水関連施設の整備に関すること。
- (4) 下水道事業に係る経営に関すること。
- (5) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 都市整備部長
- (2) 企画部企画政策課長
- (3) 企画部財政課長
- (4) 住民部環境課長
- (5) 協働推進部安全・安心課長
- (6) 都市整備部都市計画課長
- (7) 都市整備部建設課長
- (8) 都市整備部下水道課長

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告をもって、終了する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員長に都市整備部長を、副委員長に都市整備部下水道課長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部下水道課において処理する。

附 則

この訓令は、発令の日から施行する。

附 則（令和2年5月25日訓令第11号）

この訓令は、発令の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓令第6号）

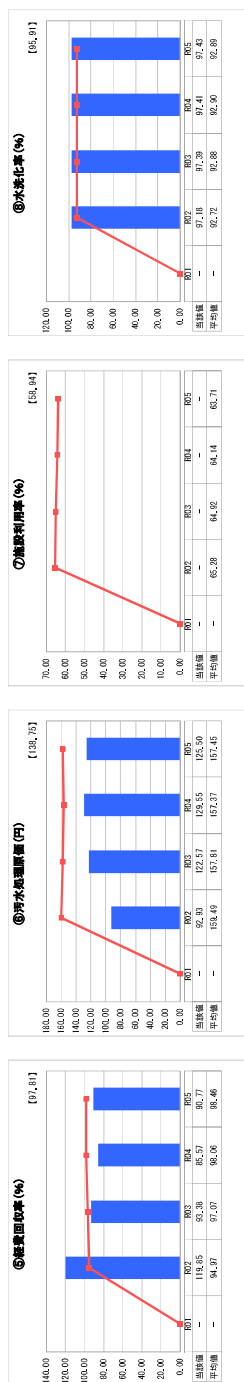
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

4. 經營比較分析表

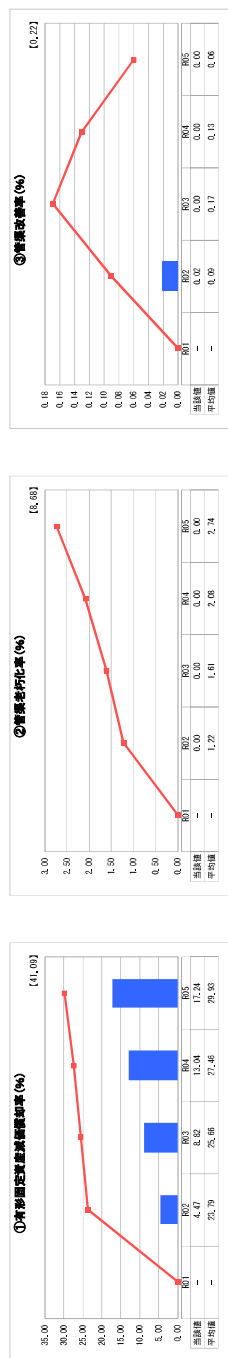
經營比較分析表（令和5年度決算）

東京都 瑞穂町		事業名	類似団地区分	管理者の種類	人口（人）	面積（㎡）	人口密度（人/㎡）
業種名	下水道事業	公共下水道	Bd1	非設置	32,062	16.85	1,902.79
用途別	排水用						
自己資本比率（%）	78.15	普及率（%）	有収率（%）	15年20年間の平均値（円）	瑞穂区内人口（人）	瑞穂区管轄面積（㎡）	瑞穂区内人口密度（人/㎡）
貸金不戻比率（%）	—	99.17	89.82	1,600	31,514	8,233	3,829.16

出版家・社会思想の祖



2. 老朽化の状況



※「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「営業老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみで類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

ガラス凡例



釋名

1. 経営の健全性・効率性について

- [illegible]

2. 老朽化の状況について

- ①有形固定資産減価償却率は法定耐用年目であり、年々平均耐用年目から平均値に近づいてきている。実際は年々平均耐用年目と市況を始めた管路局や昭和の年度に比べて、昭和初期始めたポンプ場と相当な年数を経過して更に更新補強したことは認識している。
- ②管渠改良工事については、毎年の更新等を行なうため、従来の比定比率となつてゐる。財が管理する下水処理場の公共施設年度率は30年を超えており、今後のストックアップ・メンテナンスを図るに基き、計画的に管渠・ポンプ場・ポンプ・マンホール等の更新を行なう必要がある。

张敬芳

- 経営の健全性・効率性について、平均値と比較して概ね健全で効率的な経営を行っている。経費回収率の維持・上昇させていくためには、人口減少などでの下道使用料収入の増加も見込めないことから、経費削減を改定し適正な使用料改定を実施することによって、経営の健全性に努めていく。

5. 投資・財政計画

収益的収支

区分		年度	令和8年度 (決算)	令和9年度 (決算)	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支	1. 営業収益	(A)	503,487	519,915	529,963	564,966	544,200	549,193	553,260	547,021	566,226	533,877
	(1) 料工事業収益	(B)	406,965	394,139	390,554	386,988	383,383	379,797	375,858	371,919	367,980	364,040
	(2) 受託工事収益											
	(3) その他		96,522	125,776	139,409	177,978	160,817	169,396	177,402	175,102	198,246	169,837
	2. 営業外収益		725,177	821,415	856,088	905,944	883,635	913,786	868,672	851,984	815,472	799,903
	(1) 補助金		280,384	341,933	387,213	438,798	444,493	528,485	507,648	507,849	497,461	497,386
	他会計補助金		285,019	323,029	372,933	422,834	422,729	505,991	495,884	496,085	485,697	485,622
	その他補助金		15,643	15,643	14,280	15,964	11,764	22,474	11,764	11,764	11,764	11,764
	(2) 長期前受金戻入		475,509	478,741	468,134	466,405	438,401	384,580	360,283	343,394	317,270	301,776
	(3) その他		73	741	741	741	741	741	741	741	741	741
収益的収支	収入	(C)	1,189,470	1,259,453	1,335,036	1,470,910	1,427,835	1,462,979	1,421,932	1,399,005	1,381,698	1,333,780
	1. 営業費用		1,194,432	1,243,954	1,230,273	1,236,905	1,285,319	1,234,294	1,211,974	1,189,431	1,174,067	1,129,664
	(1) 職員給与		32,695	33,233	34,990	34,990	34,990	34,990	34,990	34,990	34,990	34,990
	基給		18,434	16,577	18,434	18,434	18,434	18,434	18,434	18,434	18,434	18,434
	退職給付											
	その他		14,261	16,716	16,556	16,556	16,556	16,556	16,556	16,556	16,556	16,556
	2. 経費		414,002	512,006	486,348	512,709	483,288	535,556	520,848	520,958	544,869	521,182
	動力費		9,161	11,350	7,957	8,037	8,198	8,280	8,363	8,447	8,531	8,616
	修繕費		65,880	81,475	56,280	56,280	56,280	56,280	56,280	56,280	56,280	56,280
	材料費		204	252	283	283	283	283	283	283	283	283
支出	その他		338,757	418,949	444,039	448,029	418,527	470,713	455,922	455,948	479,775	456,003
	(3) 減価償却費		647,874	649,193	700,553	737,620	716,016	684,769	656,136	633,483	594,208	573,492
	2. 営業外費用		34,509	64,442	98,730	133,246	167,968	180,172	191,422	195,823	193,565	190,570
	(1) 支払利息		29,587	49,484	89,803	124,319	159,041	171,245	182,495	188,204	186,896	181,643
	(2) その他		4,922	14,958	8,927	8,927	8,927	8,927	8,927	8,927	8,927	8,927
	支出	(D)	1,129,080	1,258,874	1,370,151	1,453,267	1,414,466	1,446,737	1,409,105	1,385,254	1,367,632	1,320,234
	経常損益	(E)	60,390	579	19,654	17,623	13,369	16,242	12,827	13,751	14,066	13,546
	特別損益	(F)										
	特別損益	(G)										
	特別損益	(H)										
繰越利益剰余金又は累積欠損金	当年度純利益(又は純損失)	(E)+(H)	60,390	579	19,654	17,623	13,369	16,242	12,827	13,751	14,066	13,546
	繰越利益剰余金又は累積欠損金	(I)	121,824	122,403	142,057	154,384	170,284	201,276	217,518	230,345	244,096	258,162
	流動		2,312,285	1,910,797	765,938	908,144	942,248	1,038,995	1,188,199	1,262,323	1,353,835	1,407,991
	うち未収金	(J)	498,986	270,275	137,489	183,786	94,543	53,839	86,284	37,196	36,561	35,434
	流動	(K)	2,003,345	1,500,114	1,239,233	1,661,101	1,636,902	808,808	897,359	650,154	460,807	492,750
	うち建設改良費		125,743	124,845	124,845	124,845	124,845	124,845	124,845	124,845	124,845	124,845
	うち一時借入金											
	うち未払金		1,873,057	1,370,220	1,109,883	667,865	733,311	467,170	254,877	254,519	256,505	252,718
	累積欠損金比率	$\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$										
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した	(L)										
地方財政法による不償還債の比率	営業収益一受託工事収益	(A)-(B)	464,293	503,487	519,915	564,966	544,200	549,193	553,260	547,021	566,226	533,877
	地方財政法による不償還債の比率	((L)/(M) × 100)										
	健全化法施行令第16条により算定した	(N)										
	健全化法施行令第6条に規定する											
	健全化法施行令第17条に規定した	(O)										
	健全化法施行令第17条に規定した	(P)										
	健全化法第22条により算定した											
	健全化法第22条により算定した	((N)/(P) × 100)										
	健全化法第22条により算定した											
	健全化法第22条により算定した											

※ 各数値は千円単位で四捨五入して表示しているため、合計または差額で求められる値は、表示されている値の合計または差額と一致しない場合があります。

資本的収支

区 分		令和7年度 (決算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的収支	1. 企業費平準化債 うち資本費平準化債	658,200	1,467,700	1,273,719	1,282,494	500,403	484,578	313,518	94,445	94,445	94,445	94,445
	2. 他会計出資金	8,636	10,721	9,639	9,945	10,264	10,531	10,471	10,100	9,631	9,158	7,974
資本的収入	3. 他会計補助金											
	4. 他会計負担金											
資本的支出	5. 他会計借入金											
	6. 国(都道府県)補助金	1,140,777	312,154	210,375	177,600	67,200	153,825	6,825	6,825	6,825	6,825	6,825
資本的収入	7. 固定資産売却代金											
	8. 工事負担金	1,685	1,152									
資本的収入	9. その他											
	計 (A)	1,809,298	1,791,727	1,493,733	1,470,039	577,867	648,934	330,814	111,370	110,901	110,428	109,244
資本的収入	(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額											
	純計 (A)-(B)	1,809,298	1,791,727	1,493,733	1,470,039	577,867	648,934	330,814	111,370	110,901	110,428	109,244
資本的支出	1. 建設改良費	1,886,252	1,815,357	1,509,305	1,485,305	592,814	663,614	345,554	126,481	126,481	126,481	126,481
	うち職員給与費	16,866	19,819	19,819	19,819	19,819	19,819	19,819	19,819	19,819	19,819	19,819
資本的支出	2. 企業償還金	126,559	125,744	124,599	124,720	136,438	159,543	178,479	201,425	233,726	263,373	266,737
	3. 他会計長期借入返還金											
資本的支出	4. 他会計への支出金											
	5. その他											
資本的収入	計 (D)	2,012,811	1,941,101	1,633,904	1,610,025	729,252	823,157	524,033	327,906	360,207	389,854	393,218
	(D)-(C)	203,513	149,374	140,171	139,986	151,385	174,223	193,219	216,536	249,306	279,426	283,974
資本的収入	1. 損益勘定留保資金	134,607	139,958	23,889	22,906	105,403	129,681	164,227	207,460	240,230	270,349	274,898
	2. 利益剰余金処分額											
資本的収入	3. 繰越工事資金											
	4. その他	68,906	9,416	116,282	117,080	45,982	44,542	28,992	9,076	9,076	9,077	9,076
資本的収入	計 (F)	203,513	149,374	140,171	139,986	151,385	174,223	193,219	216,536	249,306	279,426	283,974
	(E)-(F)											
資本的収入	補填財源不足額											
	他会計借入金残高											
資本的収入	計 (H)	2,935,822	4,277,778	6,324,947	7,482,721	7,846,686	8,171,721	8,306,760	8,199,780	8,060,499	7,891,571	7,719,279

○他会計繰入金

区 分		令和8年度 (決算)	令和7年度 (決算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支	うち基準内繰入金	295,523	361,230	419,166	448,577	512,115	600,603	593,318	675,159	673,058	670,959	683,714	655,231
	うち基準外繰入金	97,983	142,965	189,166	198,577	212,115	250,603	233,318	245,159	253,058	250,659	273,714	245,231
資本的収支	うち基準内繰入金	197,540	218,265	230,000	250,000	300,000	350,000	360,000	430,000	420,000	420,300	410,000	410,000
	うち基準外繰入金	8,636	10,721	9,601	9,639	9,945	10,264	10,531	10,471	10,100	9,631	9,158	7,974
資本的収支	計	304,159	371,951	428,767	458,216	522,060	610,867	603,849	685,630	683,158	680,900	692,872	663,205

※ 各数値は千円単位で四捨五入して表示しているため、合計または差額で求められる値は、表示されている値の合計または差額と一致しない場合があります。

原価計算表

原価計算表

供用開始年月日 昭和 54 年 8 月 1 日
処理区域人口 31,380人
計算期間 自令和8年4月至令和17年3月
(10年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財形計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A) - (B)
使 用 料 (X)	千円 403,628	千円 4,172,463	千円	千円 4,172,463
合 計	403,628	4,172,463	0	4,172,463

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財形計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A) - (B)
管 渠 費	千円	千円	千円	千円
修 繕 費	60,314	544,076		544,076
材 料 費	204	2,831		2,831
委 託 料	99,394	1,061,240	576,562	484,678
そ の 他	74	745		745
小 計	159,986	1,608,892	576,562	1,032,330
ボ ン プ 場 費				
動 力 費	9,161	82,355		82,355
修 繕 費	5,566	18,725		18,725
薬 品 費	5,684	55,002		55,002
委 託 料	9,854	98,359		98,359
そ の 他	3,310	29,677		29,677
小 計	33,575	284,118	0	284,118
一 般 管 理 費				
給 料	18,434	184,340	87,494	96,846
人 件 諸 手 当	8,992	69,294		69,294
福 利 費	5,269	96,266		96,266
流域下水道管理運営費負担金	148,153	2,261,257	204,115	2,057,141
委 託 料	66,340	700,002		700,002
そ の 他	10,870	361,958	63,989	297,969
小 計	258,058	3,673,117	355,598	3,317,519
資 本 費				
支 払 利 息	29,587	1,530,785	614,146	916,639
減 価 償 却 費	647,874	6,714,339	4,860,455	1,853,884
小 計	677,461	8,245,124	5,474,601	2,770,523
合 計 (Y)	1,129,080	13,811,251	6,406,761	7,404,490

資 産 維 持 費 (Z)	318,048
使用料対象経費(Y) + (Z)	7,722,538

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 54.03\%$

<使用料水準についての説明>
投資・財形計画に計上した支出項目のうち、公費負担分として、繰出基準内の一般会計繰入金及び雨水処理負担金を集計している。
資産維持費として、「下水道使用料算定の基本的考え方」(平成29年3月10日本下水道協会)の算定例の算出方法により、現実的に負担可能な金額を算出している。
使用料対象経費は下水道使用料により、54.03%(資産維持費考慮前は56.35%)しか賄えていない状態にある。
この状態は、物価上昇や流域下水道管理運営費負担金の上昇に対して、下水道使用料が平成14年4月1日の改定以来改定されておらず、昨今の社会状況を踏まえた下水道使用料水準となっていないことより生じているものと考えられる。

- 1 投資・財形計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるとときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

瑞穂町下水道プラン

令和8年3月改定

発行：瑞穂町

〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335

TEL：042-557-0501（代表） FAX：042-556-3401

URL：<https://www.town.mizuho.tokyo.jp/>

編集：都市整備部下水道課



瑞穂町